

議 事 日 程 第 2 号

令和2年9月4日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	小 久 保	広 信	議員	2 番	影 澤	政 夫	議員
3 番	我 妻	徳 雄	議員	4 番	太 田	克 典	議員
5 番	山 田	富 佐 子	議員	6 番	佐 藤	弘 司	議員
7 番	高 橋	壽	議員	8 番	高 橋	英 夫	議員
9 番	山 村	明	議員	10 番	堤	郁 雄	議員
11 番	関 谷	幸 子	議員	12 番	遠 藤	正 人	議員
13 番	島 軒	純 一	議員	14 番	工 藤	正 雄	議員
15 番	齋 藤	千 恵 子	議員	16 番	成 澤	和 音	議員
17 番	中 村	圭 介	議員	18 番	鳥 海	隆 太	議員
19 番	古 山	悠 生	議員	20 番	井 上	由 紀 雄	議員
21 番	小 島	一	議員	22 番	島 貫	宏 幸	議員
23 番	木 村	芳 浩	議員	24 番	相 田	克 平	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長 中 川 勝 副 市 長 大河原 真 樹

総務部長	後藤利明	企画調整部長	遠藤直樹
市民環境部長	森谷幸彦	健康福祉部長	安部道夫
産業部長	菅野紀生	建設部長	星野博之
会計管理者	小関浩	上下水道部長	高野正雄
病院事業管理者	渡邊孝男	市立病院 事務局長	渡辺勅孝
総務課長	高橋貞義	財政課長	土田淳
総合政策課長	安部晃市	教育長	土屋宏
教育管理部長	渡部洋己	教育指導部長	今崎浩規
選挙管理委員会 委員長	小林栄	選挙管理委員会 事務局長	吉田真一
代表監査委員	森谷和博	監査委員 局長	片桐茂
農業委員会会長	伊藤精司	農業委員 会事務局長	穴戸徹朗

出席した事務局職員職氏名

事務局長	三原幸夫	事務局次長	細谷晃
庶務係長	澁江嘉恵	議事調査係長	渡部真也
主 任	藤崎優一	主 事	齋藤拓也

午前 9時59分 開 議

○鳥海隆太議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第2号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

○鳥海隆太議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、米沢市まちづくり総合計画後期基本計画（素案）及び米沢市スポーツ推進計画〈後期改定計画〉（案）について外2点、23番木村芳浩議員。

〔23番木村芳浩議員登壇〕（拍手）

○23番（木村芳浩議員） 皆さん、おはようございます。明誠会の木村芳浩でございます。

本日はマスクを外してという許可が出ましたので、失礼して質問に入らせていただきたいと思います。

まずは、議会生活10年、初めてトップバッターで質問させていただきます。いつもの順番と違って少し緊張感も普通とは違うなと感じながらこの場に立たせていただいておりますが、令和2年度の9月定例会でございますので、やっぱりしっかりとトップバッターの役割を果たせるように努めてまいりたいと思っております。

さて、先日、安倍総理が辞任を突然発表されました。7年8か月の総理の任期にピリオドが打たれたわけであります。様々な解釈はあるものの、今起きているコロナ経済とアメリカや中国からのプレッシャーに潰された感じがいたします。

これは、安倍総理だけではなく、我が日本国全体がコロナ禍を経験し、単純に危うく海外移転に頼った経済の仕組みのあおりを受け、マスク1枚で混乱が起きる経験をしたわけであります。

これから始まるアメリカ大統領選挙の結果次第では、世界経済に取り残される可能性が極めて高いことを令和の教訓として、国民は認識していかなければなりません。

来年に延期になった東京オリンピック・パラリンピックの開催も、現実問題として現段階での開催は非常に難しい状況になっておりますし、その半年後の北京冬季オリンピックの開催も中止になる可能性が出てまいりました。

こうしたコロナ禍の中で、世界の動きをしっかりと見詰め、国内においても国の情報操作に惑わされることなく、地方自治の運営をしっかりと行っていかなければなりません。

そうした中、本市においては、平成28年から10か年計画で米沢市まちづくり総合計画がスタートして、今年で5年目を迎え、前期5年間の課題や反省点を見出し、後期基本計画において政策をさらに実践していかなければなりません。

特に目まぐるしく変化が激しい経済や産業分野においては、本市のさらなる発展のために、これまで以上に施策に取り組む必要があり、その背景には、人口減少や少子高齢化等の労働力の低下や地域活力の低下につながる要因があり、本市に人を呼び込むための奇抜な施策や政策が必要不可欠になってまいりました。

A IやI o Tが当たり前の時代に入り、SDGsの17の目標と地域の役割をどのように捉えて、今後後期まちづくり基本計画を行っていこうと考えておられるのか、現段階でのお考えをお聞きいたします。

次に、スポーツ推進計画〈後期改定計画〉についてお伺いいたします。

平成26年4月に計画がスタートして今年で6年目に入っております。本来であるならば、昨年後期計画を示さなければならなかった計画であり、昨年9月の一般質問の答弁では、当時教育長であった大河原副市長は、第3期米沢市教育文化計画の改定作業を予定していたため、スポーツ推進計

画を1年延ばして改定作業に入るとの御答弁で
ありました。

その結果、本年7月に新たな後期改定計画(案)
がパブリックコメントのその結果とともに示さ
れ、主な事業として新規事業が数多く盛り込まれ
てはいるものの、具体策が少ないように感じてお
ります。前5年間の推進の取組は、正直なところ
まともに達成された施策がなかったようにも感
じております。

前期の反省や課題から、本市が目指すスポーツ
行政はどんな未来につながっていくのか、推進計
画をどのような形にしていこうと考えておられ
るのかお伺いいたします。

次に、東部コミュニティセンターアクセス道路
の整備促進についてお聞きいたします。

東部コミュニティセンターが設置され、今年で
18年目になります。整備された当時から主要道路
につながるアクセス道路の整備要望が東部地区
から出されてまいりました。

しかし、いまだに市当局より具体的な整備方針
が示されず、18年の月日が過ぎております。あま
りにも具体的な報告がないままに時間だけが過
ぎ去っている状況は、これ以上見過ごすわけには
まいりません。これまでの検討や取組、見えてい
る課題など、整備が進んでいく見通し等をお聞き
したいと思います。

次に、コロナ禍や自然災害を受けた農業・農家
及び酒造業者への今後の施策についてお聞きい
たします。

コロナ禍の中で農林水産業への影響は、自然災
害とも重なり、国内それぞれの地域で被害が拡大
しております。

7月末に起きた豪雨災害では、県内北部を中心
に甚大な被害が出ております。県は今月2日に、
本県総被害額を現時点で399億円と発表し、今後
の調査次第では400億円を超えるとの報道もなさ
れました。

本市においては、被害は少なかったものの、暖

冬から始まり、コロナ禍の影響が続く中で、それ
ぞれの生産分野や関係する企業団体に影響が出
始めてまいりました。本市としてこうした影響を
重く受け止めて、今後の農業支援をどのように行
っていくのか、その対策と取組についてお聞きい
たします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、1の米沢市ま
ちづくり総合計画後期基本計画の素案について、
どのような部分に力を入れていくのかについて
お答えいたします。

平成28年度にスタートした米沢市まちづくり総
合計画におきましては、5年間の前期基本計画が
今年度で終了しますので、現在、令和3年度から
7年度までの後期基本計画の策定を進めている
ところであります。

前期基本計画におきましては、11の重点事業を
掲載しておりましたが、後期基本計画におきまし
ても、人口定住の促進や子育て支援、中小企業の
振興などの継続事業を含む12の重点事業に取り
組みたいと考えております。その中から新たに盛
り込みたいと考えている6事業の内容について
本日は御説明いたします。

1つ目が、「互いに支え合う健康長寿のまちづ
くりの推進」でありまして、昨年度に制定した米
沢市健康長寿のまちづくり推進条例や同じく昨
年度に策定した米沢市地域福祉計画に基づくま
ちづくりを進める内容でございます。

2つ目が、「災害に強いまちづくりの推進」で
あり、近年の大雨や大型台風などの自然災害とと
もに新型コロナウイルス感染症などの感染拡大
への対応などを図る内容でございます。

3つ目が、「東北中央自動車道インターチェン
ジ付近の土地利用」であり、市内に整備された3
つのインターチェンジ周辺が持つ広域交通ネッ
トワークへの接続面での優位性を生かす土地利

用を検討する内容でございます。

4つ目は、「米沢ブランド戦略の推進」であり、様々な分野での「挑戦と創造」を喚起し、米沢全体のブランド価値を高めていく内容でございます。

5つ目は、「Society5.0の実現に向けた取組」であり、IoTやAI、ビッグデータといった進化したICT技術を行政分野においても活用していこうとする内容でございます。

6つ目は、「米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画の推進」であり、将来にわたって義務教育の水準の維持・向上に努めるとともに、よりよい教育環境の創出と教育の質の充実を図るために、ロードマップに基づき小中学校の再編成を着実に進めようとする内容でございます。

これら後期重点事業の原案につきましては、一昨日開催されました総合計画審議会でご意見をいただきましたので、今後、内容をさらに精査し、議会に御説明したいと考えております。

なお、今後、この後期基本計画を推進していくに当たりましては、公共施設の在り方が非常に重要なというふうに考えております。

この公共施設の在り方についてでありますけれども、本市の公共施設の在り方は、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画で定めており、公共施設等の管理に関する基本原則の一つとして公共施設等の保有総量の適正化を挙げております。

この保有総量の適正化の基本原則では、改築や更新に投じられる財政負担に基づく試算から、今後20年間に延べ床面積の保有総量を20%削減することを目標として定めております。

この目標を達成していくための具体的な取組として、昨年度と今年度の2年間で個別施設計画の策定に取り組んでおり、この計画では、劣化診断調査やライフサイクルコストの算定結果を踏まえ、各施設の更新、長寿命化、現状維持、廃止といった基本的な考え方とともに、その実施時期を

令和17年度までの15年間の計画として取りまとめていく予定でございます。

現在、各施設の基本方針を取りまとめ、最終調整しており、議会に市としての方針をお示しする準備をしているところでございます。

私からは以上でございます。

○鳥海隆太議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、米沢市スポーツ推進計画〈後期改定計画〉についてお答えします。

米沢市スポーツ推進計画〈後期改定計画〉は、新たに策定された国の第2期スポーツ基本計画や山形県スポーツ推進計画〈後期基本計画〉などを踏まえながら、市民のスポーツへの意識の変化や取り巻く環境の変化等の把握を含めた現状と課題の分析を行い、前期5年間の施策を総括し、基本目標の達成に向けて施策の見直しを行ったものであります。

また、改定前の基本計画では「わがまちのスポーツの選定」等の実現が難しい施策についても盛り込んだところでありますが、現実的に取組が進まなかったところであり、〈後期改定計画〉では、施策を着実に実施するとともに、それぞれの施策や事業の内容を充実し、施策の効果を高めることを中心に施策を取りまとめたところであります。

このため、新規事業が少ない印象となったものと思われませんが、決して計画自体が後退しているものではありませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

〔星野博之建設部長登壇〕

○星野博之建設部長 私からは、2の東部コミュニティセンターアクセス道路の整備促進についてお答えします。

初めに、これまでの担当部署における検討内容、現在の進捗状況についての御質問でございますが、東部コミュニティセンターは、平成15年9月

に開館してから、本市の玄関口である米沢駅を有した東部地区の拠点として、地域づくりや生涯学習など多くの地区の皆様や市民の方々にも積極的に利活用されている施設でございます。

しかしながら、周辺道路は狭隘で、駅前方面から施設に向かう道路は屈曲部が多いこともあり、コミュニティセンターへのアクセス道路整備の要望については、開館した当初から市長を囲む座談会などで継続して要望をいただいているところでございます。市としましては、アクセス道路の整備につきましては、必要性は十分認識しているところでございます。

これまでの検討内容としまして、アクセス道路の区間となっております元東部集会所から東部コミュニティセンター周辺市道までの間約145メートルについて、道路台帳の図面を用いて道路の線形を作図し、用地買収費や家屋の移転補償費、工事費等の概算ではありますが、事業費を算出し、検討の資料を作成したところでございます。

現在の進捗状況としましては、市長を囲む座談会でも説明しておりますが、家屋が連檐しており、多額の事業費を要するものと考えており、道路整備事業予算については、厳しい財政状況もあって事業着手には至っていない状況でございます。

御承知のとおり、米沢市まちづくり総合計画は、道路や福祉、観光など多くの分野があり、実施計画で検討して、年次計画に基づいて事業を展開していくものとなっております。

特に道路分野におきましては、道路改良や道路舗装、側溝、流雪溝、水路整備など多くの要望が各地区から寄せられていることから、優先順位をつけて年次計画を立てながら事業を実施しているところでございます。

御要望のアクセス道路整備につきましては、本市まちづくり総合計画の実施計画策定において、他の事業と総合的に勘案した上で決定する必要があるため、これまで実施計画に組み入れることができなかった経過がございます。

一例でございますが、事業が認められた場合の事業の進め方でございますが、新規に着手する場合でございます。まずは、測量設計を発注しまして、地元説明会を開催し、事業の概要、現地測量の時期、土地境界等の立会いをお願いし、設計内容が固まった段階で再度地区説明会を開き、関係する皆様からの御同意をいただきながら、用地買収等の事業に進んでいくというふうな流れとなっております。

また、各地区から道路整備等に関して御要望される場合、あらかじめ地区内の皆様方の御理解はもとより、関係する方々からも御協力の同意を得ているものと理解してございますので、今後とも東部地区コミュニティセンター関係の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

御要望に対する今後の対応でございますが、令和3年度にまちづくり総合計画の次期実施計画の策定期を迎えます。本市における道路関係の事業につきましては、広域交通としての川西町と結ぶ市道広幡西廻り線や東北中央自動車道側道整備、橋梁の長寿命化など、様々な事業を実施しておりますので、全体の事業量を勘案しながら、実施計画の中で引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、3点目のコロナ禍や自然災害で損害を受けた農家及び酒造業者への今後の支援策についてお答えいたします。

初めに、コロナ禍や自然災害で損害を受けた農家への今後の支援策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大により、花卉の品目でありますアルストロメリアにおいて、2月下旬頃から前年同期と比較して最大5割程度の価格まで落ち込むなどの影響が見られ、改植期を迎える花については、出荷を見合わせ、苗の改植を早めた生産者もおりました。

花卉は嗜好品としての要素が強いため、日常的に消費が期待されるものではありませんが、新型コロナウイルス感染症の収束が見えないことから、現在も前年同期と比較すると9割から8割程度の価格で推移しております。

このような状況の中、山形県、山形県花き生産連絡協議会が事業主体となり、県内の小中学校、高等学校、特別支援学校等におきまして7月から1月までの間に、計5回の山形県産の花を提供し、飾ってもらう事業を実施し、日常生活における花の活用などを促し、需要喚起を図る取組を実施しております。

花卉農家への支援策としましては、県単独事業であります園芸大国やまがた産地育成支援事業に花き次期作支援事業が追加されたことから、県と連携して次期作に必要な種苗の導入を支援してまいります。

なお、県事業の支援対象が4月30日以降に導入した種苗であることから、対象とならない4月1日から29日までの導入分について、市単独事業の花き次期作支援事業により、次期作に向けた種苗の更新に係る支援を実施してまいります。

また、国交付金事業であります高収益作物次期作支援交付金は、今年2月から4月の間に、野菜、花卉、果樹について出荷実績のある生産者を対象とし、次期作への前向きな取組に対して支援を行うものであり、施設園芸の花卉は、10アール当たり80万円、それ以外の野菜等については、10アール当たり5万5,000円が交付されます。

本市では、施設花卉であるアルストロメリア、野菜ではキャベツ、白菜、ネギといった寒中野菜等が該当することから、現在、交付金の申請希望者の集約を進めているところです。

自然災害による影響としましては、7月28日の豪雨の際には、広範囲にわたりまして大豆圃場や一部の野菜圃場で冠水が発生したものの、幸いにして農産物が泥をかぶったり、流されたりといった被害は見られませんでした。今後、台風等の暴

風雨が発生した際には被害状況の迅速な把握と、被害が生じた場合には国、県と連携し、災害復旧の支援を実施してまいります。

今年の天候は、5月、6月の降水量は平年よりも少なかったものの、7月は降水量が平年の2.5倍、日照時間は平年の約半分となったことから、野菜の生育は不良となりましたが、全国的な品薄により価格は高騰し、農業所得への影響は少ないものと考えております。

8月に入ると、一転して気温が30度を超える日が26日間にも及ぶ猛暑となり、秋野菜の作付への影響が心配されますが、現在のところ、高温による農作物への大きな被害は見受けられない状況です。今後とも状況を注視し、県や各関係団体と連携して情報を収集してまいります。

次に、酒造業者への今後の支援策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症による影響で、飲食を伴う会合や宴会の自粛等により消費が落ち込み、飲食店などの外食産業のほか、飲食店等にお酒を提供している酒造業者や酒販店をはじめとする関連事業者も売上げが減少するなど、経営に深刻な影響を受けておられることは十分に認識しております。

本市では、緊急経済対策として、消費喚起や販売促進等に取り組む業界団体や複数の事業者が協調して実施する事業を支援する消費喚起促進事業費補助金を創設し、様々な業界団体等で活用いただいておりますので、ぜひ酒造業界においても活用いただき、消費喚起による売上げ回復につなげていただきたいと考えております。

現在、本補助金の活用に向けて酒造業界と協議を進めておりますので、有効かつ効果的に活用いただけるよう、市としても支援していきたいと考えております。

また、飲食店等に対して国による感染防止と経済活動の回復を両立させていくことが重要との考えの下、本市におきましても、感染防止の基本

となる新しい生活様式の普及・定着を推進しておりますので、米沢商工会議所青年部と米沢青年会議所が連携して取り組む米沢びしゃもんプロジェクト事業を最大限支援するとともに、新しい生活様式への対応に取り組む事業者への支援などと組み合わせながら、新型コロナウイルス感染症の感染・拡大防止の徹底に努め、地域経済の活性化を図ってまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 木村芳浩議員。

○23番（木村芳浩議員） まずは御答弁ありがとうございました。

順次質問させていただきたいと思います。

まず、米沢市まちづくり総合計画の後期計画がありますが、ただいま企画調整部長から御説明いただきました。後期に関しては、健康長寿の事業、それから災害対策、東北中央自動車道のインターチェンジ周辺の土地利用、それから、米沢ブランドの推進、Society5.0、IT化の推進、そして学校の適正規模・適正配置、ここが一つの後期計画の重要な施策になっていくだろうというようなお話でございました。

まさしくこれは本当に基本中の事業で、今後もこれは進めていかなければならない事業なんだろうなと思います。やはり私が今回のまちづくり総合計画の中で、突然この春からコロナの影響が出て、これはもう世界的な規模の中でそれぞれの経済、そして産業がコロナの影響を受けてそれぞれの自治体が今進めようとしている事業が足踏みをしているような状況ではないか。それ以前にやはりそこに住む人たちの雇用であったり、生活を守っていかなければならない、それが今、大前提の中で、地方自治体が施策を進めていかなければならない状況にあるんだと思います。

そこで、最近ささやかれていることは、コロナの収束は単年ではもう終わらないときに、その抗体や薬が世の中の市場に出て、一旦世界中にそういう薬が回っていかない限りは収束の光が見え

てこないだろうと。

そのときに、やはり産業と経済というものをしっかりと守っていかないと、首都圏も地方も人の命を守っていけない、そういったことが明らかに見えてくるわけでありますが、まちづくりの中で、今申し上げたように、産業分野に特化して1つちょっとこれからの政策をお聞きしたいと思うわけでありますが、先ほどのまちづくり、全ての後期計画の中で、一番重要視されてくるのは、やっぱり公共施設等総合管理計画とともに、今、老朽化が進む施設や建物、あるいは土地利用というものを、今後、この人口減少が進んでいく中で、新規で進めていく、あるいは修繕を行っていく、取り壊して更地にして、民間に売却していく、こうしたところも、これから特に、先ほどお話があったような学校の統合でありますとか、様々な土地の利活用を考えたときに、市の財産としてこれ以上抱えておくのも大変だと。

いわゆる公共施設を20%削減していくんだという目標を達成するに当たって、今ある公共施設の20%削減目標というものをまず達成するために、今後、後期計画の中で重要と考えて取り組んでいくことがあればぜひお聞かせをいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 市の持っているあらゆる施設のほうを今、洗い出しした上で、それを今後15年の間にどうしていくのかということところを、今、基本方針としてまとめておりまして、先ほどの答弁と同じになりますけれども、近々議会のほうにもお示しできるというところまで今、準備が進んでおりますので、もうしばらくお待ちいただきたいというふうに思っております。

○鳥海隆太議長 木村芳浩議員。

○23番（木村芳浩議員） ぜひ御報告をお願いしたいと思います。

それで、せんだつても市政協議会等々で御報告がありました。産業の推進に当たっては、今申し

上げたように、やはり雇用という部分をしっかりと守っていかなければならないんだろうなという思いがあります。本市の雇用を安定させていく上で重要と考えられるもの、これを本市はどのように捉えておられるのかお考えをお聞かせください。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 雇用を守っていくためには、やはり事業者が安心して経営に尽力できるような環境をつくっていくことが非常に大事かと思っております。そのためにも、事業者から様々な御意見を伺いながら、また、我々も国、県等の施策等を十分捉えましてしっかりと発信しながら、連携を図って経済活動を進めていく必要があると考えております。

○鳥海隆太議長 木村芳浩議員。

○23番（木村芳浩議員） そうした経済活動を含めて、やはり本市から人口を減らさない政策もまた併せて考えていかなければならないと思うんですね。そうした場合に、オフィス・アルカディア、あるいは八幡原工業団地の企業誘致を目指す上で、もうほぼ土地が埋まっている状況にある。

そうした中で、新たな産業用地の確保検討事業を進めていくんだというふうに計画にはありますけれども、これ本市にとってあとどれくらいの企業を、どれくらいの雇用を目指してこれから企業誘致を進めていかれるのか。

例えばこれから米沢から高校、大学を出てU I Jターンで地元に戻ってくる、そういった人口の流出も流入も含めてどれくらいの人口の出入りを想定した中で、米沢に様々な県外からの誘致企業を持ってきて、どれくらいの雇用を生もうという、それが何年度までに、どれくらいの規模というものを、実質的に物差しとして何か数字的なものを出されているかお聞かせください。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 今、議員お述べのとおり、企業を取り巻く環境は非常に厳しくなっておりま

して、人口減少に伴う国内市場の縮小や経済のグローバル化、さらには、今回の新型コロナウイルス感染症の影響などによって、企業の生産活動や設備投資、雇用が低調に推移している状況がございます。

そういった中で、新たな産業用地の確保の検討を今後やっていくということで考えておりますけれども、現時点では具体的な企業数、そして雇用の数というのは持ち合わせてございませんけれども、まちづくり総合計画後期基本計画における成果指標案としまして、2つの産業団地の面積ベースで利用率の向上を目標値に掲げております。

あわせて、2つの産業団地の企業の立地数を年1社程度ずつ増やしていく計画でありますので、このような形で今後とも多様な業種、職種による雇用の場の創出に向けて企業誘致に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○鳥海隆太議長 木村芳浩議員。

○23番（木村芳浩議員） 企業誘致、今後、年1社を一つの目標として誘致をしていきたいと。大切なことは、今申し上げたように、企業が進出されてきても、逆に働く人がいない。これは大変うれしい話かもしれませんが、企業が来ても働く人がいない。逆にこのコロナ禍の中で、雇い止めとか、例えば来年春の就職、新規の募集を見合わせる企業も、少なくとも今、首都圏も含めた中で、全国で広まっている中で、米沢に住めば何とか雇用も安定して働く口もあるんだという形を実際つくっていかなければならないのではないかなと、そういうときに今置かれているのではないかなと私は思うんですが。

ですから、本市としてこれまでもずっと、ここ数年は本当にありがたく県内外から様々な企業に進出いただいております。そして、今年、来年を含めてまた新たな雇用体制、募集も始まっていく、そういう御報告もいただいております。

ただ、やはり人口を減らさないためには、しっ

かりとしたその生活が安定できる基盤を本市と、それから民間の事業者と共につくり上げていく必要がある。最終的に米沢の人口を何万人でキープしていくんだというところの人口推移をしっかりと数字的に捉えていかないと、私は魅力がないまちだからこそ人が出ていく。

これまでの質問でも何度も申し上げましたけれども、その町に魅力がないから、働く企業に希望する職種がないから人は出ていくんであって、イコール住みづらいということです。ましてや地方は車社会でありますから、そうしたものを背負って生きていくために、そういった数値的なものは早急に把握するべきと思いますが、再度お聞きいたしますが、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 まちづくり総合計画の中でも、やはり人口の減少を抑制するということは大事だと思っております。今現在、まちづくり総合計画10年間で設定した人口推移と、それほど大きく乖離はしていない状況にはまだありますけれども、またこの5年間でいろんな人口減少対策の施策に取り組んで、人口減少自体は避けられないものと思っておりますけれども、そのペースを少しでも遅らせる、そして、どこかでやっぱりストップさせていって、持続可能なまちづくりをしていくということが大事だと思っておりますので、そういった人口減少に対してしっかり取り組んでいきたいなと思っております。

○鳥海隆太議長 木村芳浩議員。

○23番（木村芳浩議員） 私3月定例会でも申し上げたんですが、人口減少を止める一つの役割としては、その地域社会に女性が活躍できる場を設けることなんですよ。女性が活躍できる産業や経済がどんなに田舎まちであろうが、そういった企業があつたり、仕事があつたりすると、人口減少は少なからず止まっていくんです。

だから、3月定例会でも申し上げたように、女性が活躍できる企業誘致を目指すとか、そうしな

いと、やっぱり結婚して、子供を産んでという新しいそういう家庭が生まれていかないのです。新しい家庭がその場で生まれれば、人口減少はそこで食い止められる。

ですから、この企業誘致も含めて再度申し上げますけれども、女性が活躍できるそういう企業誘致にもしっかりと目を向けて取り組んでいただきたいと思います。

まちづくりで最後の質問をしますけれども、今、商店街の皆さんが、このコロナの中で非常に飲食店も含めた中で頑張っておられますが、今回そのプレミアムチケットや何だという様々な施策をやってきました。そして、これからまた第2、第3、第4弾といろいろな企画をお持ちでしょうが、これからいち早く本市として商店街の活性化に向けた支援策というものがあればぜひ教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 経済団体の御協力もいただきまして、今、様々な取組を行っているところでございますけれども、例えば今現在、消費喚起促進事業費補助金等によりまして、各商店街や店舗等が複数の事業所で様々な事業を取り組みたいという場合には、10分の10の補助率での支援を行いまして、新たな売上げを伸ばしていくような試みをチャレンジしてほしいということで、今進めております。

○鳥海隆太議長 木村芳浩議員。

○23番（木村芳浩議員） 今申し上げたような形でぜひ後期まちづくり計画に反映させていただきたいなというふうにまずは要望させていただきます。

それから、スポーツ推進計画の後期改定についてですけれども、これは私平成26年にこのスポーツ推進計画が策定されてから、ずっと米沢のスポーツ行政に対して注目させていただいてまいりました。

壇上で申し上げたとおり、昨年の9月も本当に

同じような質問で、5つ重要だと掲げた施策がありました。今回、1年待ってこの後期計画案、それからパブリックコメントを拝見しました。やはり中はあまり変わっていないんですよ。つまりは、スポーツ行政の中で、この推進計画の中で、5年間やれなかったことが大きくて、それがまた後半にそのままスライドした。

5年間の中で何がやれなかったかという、明らかに26年のアンケート調査も、このたびのパブリックコメントの調査も施設ですね、施設整備。市民が求めている施設整備はちゃんとデータの載っているわけです。施設整備は行ってこれませんでしたよね、正直、大規模改修も含めた中で。

だから、スポーツから離れる人口が増えたということなんです。やればお金がかかるから。ましてやこういうコロナの状況になってくれば、本市のスポーツ行政は非常に大変なときを迎えるかもしれない。

やはりこの中にもありますよ。指導者の育成や競技力向上、環境整備の認識を高く、健康長寿、食育の事業。こうしたものがずっと前期の計画から載っていますけれども、具体的に何をやるとか載っていないんですよ、目標であるとか。前の推進計画と何ら変わらない。

だから、私は具体策をもっと出していかないと、この推進計画は、何回も申し上げますけれども、絵に描いた餅で終わりますよ。その辺どのように御認識されているかお聞かせください。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 この基本計画におきましては、やはり施策の方向性を示すものというふうに位置づけております。この基本計画に基づいてそれぞれの毎年度の事業などを、具体的な事業を検討していくという形になっていくと思っておりますので、様々な事業の実施については、毎年度の事業の検討の中で検討していきたいというふうに考えております。

○鳥海隆太議長 木村芳浩議員。

○23番(木村芳浩議員) 先ほども教育長から答弁がありました。本市が、本市のスポーツはと聞かれたときに、具体的に本市のスポーツと言える競技がまだ定まらない、非常に難しいんだと、そういう御答弁がありました。

先日、マスコミ報道の中で、長井市のけん玉の記事が新聞に載っておりましたけれども、あの事業というのはすごいですよね。けん玉の製作会社と長井市が協働で昨年、一昨年ぐらい前から東京のオリンピックシアターも含めて、あのけん玉を公認スポーツ、競技としてオリンピック、IOC、JOCも含めて申請されている。だから、もう長井市はけん玉なんだという一丸となった取組というのは、私はすばらしいなというふうに思っています。

この米沢を考えたときに、様々なスポーツ競技があります。実はこのオリンピックのホストタウンとして、フェンシングを掲げられたわけですよね。じゃあ、このコロナになって、先ほど申し上げました来年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が今危ぶまれている中で、この後期計画にもフェンシングを後押しするような、香港のチームを後押ししていくんだという計画が少し見られないなど。

今年の初めぐらいまでは非常にジュニアチームの誘致で大会を開くんだというのが見えていました。コロナ禍が起きた瞬間に全く見えなくなった。この辺はどのように捉えていらっしゃるんですか。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 やはりコロナによりまして様々な交流事業が実施できなくなったというところがあります。当初であればジュニアチームをまた香港のほうに派遣して交流試合を行ったりというようなことを当初予定していたわけですが、今、それが実施できなくなったというところでございます。

ただ、それで全然やり取りをしていないのかと、交流していないのかということ、そうではありませんので、先日も市長が香港のフェンシング協会の会長とテレビ電話で会談いたしまして、今後の交流について協議させていただいておりますし、年明けにまたバウヒニア・フェンシングワールドカップについては、現在のところ開催する方向で今準備を進めているところであります。

今後、コロナが落ち着きましたら、香港との交流をさらに加速させまして、市民の方々にもホストタウンとしての様々な活動をお願いしたいというふうに考えております。

○鳥海隆太議長 木村芳浩議員。

○23番(木村芳浩議員) 恐らくその大会は米沢で開催するということなんでしょうかね。今、部長御存じか分かりませんが、例えば海外の選手が日本に入るのに物すごく厳しいんですよ、自国でPCR検査をした上で、いわゆる陽性なのか陰性なのか、陰性の結果が出て、入国するまでに相当な時間がかかるのは多分御存じだと思いますけれども、だから、今ほとんど東京の、具体的に言えば厚労省の中で、来年のオリンピック・パラリンピックはもう開催ができないと言われているんです、言われ始めてきたんです。

今、国民向けにそんな発表はできないから、公で言う方は少ないですけども、実際のところは、今、世界で活躍する、世界のアスリートは日本に入れないんです。物すごく厳しい。特に、アメリカ、中国のほうからは入れないんです。それで、来年に向けて、コロナは収束しません。何回も言いますが、薬や抗体が世界に出回らないと世界の行き来は今できないんです。それ分かりますよ、報道を聞いていても。ですよ。

その計画を進めるというのは、もう残念ですけども、そういう感覚は改められたほうが私はいと思います。そういう政策は、目の前の樹木を見て、後ろの森を見ていないとしか言いようがない。

だから、今、いろんな自治体がホストタウンと掲げたところが切り替えていこうとしているんですよ。その前にやはり自分たちの、我がまの小中学生や高校生がスポーツをできる環境を整えるのが先じゃありませんか。

このコロナで春、夏の甲子園大会、交流戦は行われましたけれども、でも、中学生にとっての中体連だったり、様々なスポーツの大会が中止になりました。このことを非常に私はかわいそうだなと思っていました。

できることならば、6月の予算委員会でも申し上げました。各連盟の協力を受けて依頼してできる競技の再開を、思い出づくりをできないかと、していただきました。早速野球連盟にいただきましたよ。その後、陸上もこの8月始まってまいりました。最近こー、二週間ではもう高齢者のゲートボールやグラウンドゴルフ、様々なところでお姿を見るようになりました。

そこで、今年の秋、中学生の新人大会は、する方向で検討を進めていただいているんでしょうか、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 中学校のことですので、私のほうからお答えさせていただきます。

今年度の市中学校新人体育大会につきましては、現在のところ、当初の予定どおり9月26日・27日の2日間にわたり全ての競技で実施する予定になっております。

大会の実施に当たっては、今後も数回検討する機会を設け、感染状況などを踏まえ、最終的な開催の可否を判断するというふうになっておりますけれども、今現在は開催する予定でございます。

○鳥海隆太議長 木村芳浩議員。

○23番(木村芳浩議員) 本当に安心しました。本当に子供たちにとってのいわゆる一つの表現と成長の場でありますから、そして、米沢には感染者がいない。万が一に備えたやっぱルールづくりと環境づくりの整備さえしっかりと行えば

コロナに打ちかって、そういう大会も進めていけるんだろうと思いますので、ぜひ進めていただきたい。

来年度の市民総体の開催についてはいかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 市民総体につきましては、ただいま議員からもありましたように、まだなかなかコロナの先行きがはっきりしないというところで、現時点で開催するかどうかということについては、まだ判断ができないというところであり、時期を見て、その辺については判断していきたいというふうに思っております。

○鳥海隆太議長 木村芳浩議員。

○23番（木村芳浩議員） 申し上げたように、米沢にはコロナ感染者はいませんので、ルールとそういう仕組みをしっかりとつくった上での競技の在り方、中にはもう市民総体なんかやめろという声を上げている方もいらっしゃるようですが、これも米沢の一つの文化でありますので、そうしたことに對してもしっかりとした協議を重ねていただいて、開催ができるようにひとつ前に進めていただきたい。要望させていただきます。

それでは、2番目の東部コミセンのアクセス道路について質問させていただきます。

部長は、当時課長の頃からずっと市長を囲む座談会におきまして地区のほうに足を運んでいただいて、それぞれの御説明をしていただいていたわけですが、先ほどの答弁で、検討資料を作り上げたんだと。これはあれですかね。仮に新規で整備を進めていった場合の費用対効果というか、事業費というものが具体的にもう算出されているという認識でよろしいのでしょうか。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

○星野博之建設部長 具体的な事業費でございますが、要望をいただいた時期に算出しております。大体総事業費で、その当時でございますけれども、総事業費で2億円ちょっとというようなことで

事業費は算出しております。もう年数もたっておりますので、今現在の事業費ですと、恐らく2億5,000万円から3億円ぐらいかなというふうに考えてございます。

ただ、延長が140メートルの割に、議員も御承知だと思いますけれども、家屋移転で実際に住んでいるお宅が約4軒、あと車庫等においても3軒ぐらいあるということで、なかなか延長の割には移転補償費がかかる箇所と認識しております。

○鳥海隆太議長 木村芳浩議員。

○23番（木村芳浩議員） そうしますと、具体的にその地権者の方々とはそういう話をさせていただいて、先ほど御答弁あったような関係する方々からの同意をいただいているんだと。これは今お住まいの4軒の方、あと車庫の3軒合わせて7軒の所有者の方々とは本市は一応同意に至っているという認識でよろしいのでしょうか。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

○星野博之建設部長 地権者との話合いでございますが、今現在、関係する地権者との話合いには伺っていないということでございます。

先ほどお話ししましたように、まずは新規で事業費が認められた場合には、先ほど御答弁したような測量を発注してという順番でいくというようなことを例えでお話しさせてもらったものでございます。

今現在、要望をいただいている段階でございますので、やっぱり事業費がつかないうちは地元のほうにはなかなか行けないというようなことでございます。これは全ての道路改良にそのような手順で接しているというような状況でございます。

○鳥海隆太議長 木村芳浩議員。

○23番（木村芳浩議員） 事業費がついて、それから地権者の皆さん方と話合いをする。それで、地権者の皆さんが、いや、賛同できかねるとなった場合はどういうふうに進めるのか。だから、先ほど壇上の答弁の中で、関係する方々から同意を

もらっていると、これはどういうふうに解釈をしたらいんでしょうか。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

○星野博之建設部長 すみません、地区からの要望をいただいている段階においては、関係する方々、また当然実際にかかる方の賛成というか、御同意を得てから要望書の提出をいただいているというような認識でございます。

というのは、同意もなく、例えば事業費がついて実際に測量を実施した場合、そんな話は聞いていないよと、私は反対だと言え、もうそれこそその事業は進まないというふうになりますので、まずは要望をいただいた段階でそういう地区の方から、実際にかかる方の御同意というか、そういうものをいただいているというような認識でございます。

○鳥海隆太議長 木村芳浩議員。

○23番（木村芳浩議員） つまりは行政側ではなくて、要望書を提出する地域の方々が、その地権者の了解を得たものとして要望書を頂いている認識でいるんだということの解釈なわけですか。そうすると、地域から要望書が上がってくるけれども、行政としてはその範疇は、地元の皆さんでそういったことを整理してまとめたものを受け取ってそれを進めるだけだと。

例えば事業費がついて、仮に地権者から反対が出た場合には進まないということなんですよ、だとしたら。それはちょっとどうなのでしょう。そこが18年間もそれで、ただ単に事業費がつかずに18年この問題が考えてこられなかったのか分かりませんが、いずれにしても、この要望は毎年出されていますので、まずはそうであれば、事業費確保に向けてひとつお願い申し上げたいと思います。

それから、同じように、これもこの沿線上の北側になります。素掘りの水路、これも17年です。当初、要望を出させていただいて、当初は平成16年7月2日です。そこから平成27年、平成29年、

過去3回要望書、そして昨年の台風19号の折には膝上の70センチまで水が上がって、非常に大変な場所であると。改めて再三再四要望させていただいていますが、これは緊急性が高い場所だと思うんですが、この辺の側溝整備についてはいかがが御認識でいらっしゃるんですか。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

○星野博之建設部長 花沢団地自治会のほうから平成16年に御要望をいただいているところでございます。その当時、担当職員が現場を確認しまして、素掘りの水路で流れが悪いというのを確認してございます。

その後、まちづくり総合計画の中で検討した経過はございますけれども、ここ近年、やっぱり集中豪雨、雨が多いということで、先ほど議員からあったように、70センチくらいも上がったということも鑑みまして、順次実施している水路整備の中で、なるべく早く実施できないか、まずは検討したいと考えてございます。

○鳥海隆太議長 木村芳浩議員。

○23番（木村芳浩議員） やっぱり相当です。70センチといったら相当なものですよね。これは本当に緊急性がある箇所でありますので、ましてやこれ子供たちの通学路なんですよ。だからこそこういうところはしっかりと早めに、優先順位を早めていただいて、早速検討に入っていただきたいと思います。

改めてまた地域のほうからも要望がありますので、要望書を提出させていただきます。

最後になりますけれども、農業・農家に対するコロナ対策として、今後の支援ということで、先ほど来、産業部長からこの春も同じような質問の中で、コロナ対策、暖冬を含めた中での農家支援、農業支援というものを考えていかなければならないんじゃないかということで訴えてまいりました。

そこで、私一番心配しているのは、この秋、本当に県内各地で芋煮会が次々と中止になってい

くのかなと。芋煮に関するやっぱり具材や野菜を作っている農家にも少なからず何かしらの影響が出るのかなと。

逆に、先ほどお話があったように、スーパーでは様々な野菜の高騰が続いて、逆に言うと消費者も大変なときに来ている。米沢市にはABCというブランドがあります。舘山りんご、米沢牛、米沢鯉、米沢牛に関しては一定の支援ができています。ありますが、これから始まる舘山りんご、あるいは米沢鯉ですよ。米沢鯉がこれ大変ですよ。

それから、綱木や築沢でヤマメ、ニジマスを養殖している養殖業の方、温泉地に出している仕出しが動かない。冠婚葬祭は全て中止になっている。水産業に対しての支援、これ必要だと思うんですが、いかがですかね。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 水産業につきましても、やはり宴会等の自粛等によりまして、非常に売上げが落ちているというふうには伺っております。そういった中で、我々としましては、米沢鯉であれば、これまでも学校給食等で活用させていただいてきた経過がございますので、改めて教育委員会と協議しながら、そちらのほうでの活用ができないか検討してまいりたいと思っております。

また、ヤマメ、ニジマスにつきましても、給食で扱うにはなかなか難しい食材だというふうには伺っておりますので、事業者による販売促進、集客のための取組への支援事業もございまして、そういった取組を積極的に活用できないかということで働きかけてみたいと思っております。

○鳥海隆太議長 木村芳浩議員。

○23番（木村芳浩議員） 悲痛な声が出てまいりましたので、ぜひ生産者、それに関わる業者の方の御意見を集約していただいて、さらに支援をしていただきたいと思います。

最後にですが、先ほど酒蔵の支援ということで、今、飲食店が本当に疲弊している中で、それを納める小売店や、その影響を受けて酒蔵も本当に大

変だと。本市においては、おしよしな乾杯条例をつくって、毎年日本酒での乾杯を10月1日の記念式典でやってきたわけですが、本年の開催が非常に危ぶまれて、中止という方向で進むとお話をお聞きしております。

そこで、その4蔵さんが、一番最初にやった四蔵セットを発売して、また本市の地酒を盛り上げて、そして県内外に広めていこうという取組があります。その四蔵セットをぜひ本市のふるさと納税の返礼品に期間限定でやっていけないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 ただいま御提言いただきました四蔵地酒セットにつきましては、魅力的な商品であるというふうに考えますし、数量限定のプレミアム感もございますので、ぜひとも返礼品として取り扱わせていただきたいと思いますと考えております。

○鳥海隆太議長 以上で23番木村芳浩議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

~~~~~

午前11時10分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、新型コロナウイルス感染症による小中学校の臨時休校措置について外1点、9番山村明議員。

〔9番山村 明議員登壇〕（拍手）

○9番（山村 明議員） おはようございます。

櫻田門の山村明であります。よろしく申し上げます。

今、世界の話題は、アメリカの大統領選挙の趨勢がどのようになっていくかということが一番大きな話題になっておりましたが、つい先日、日

本の安倍晋三総理大臣が辞任するという突然のコメントがありまして、大変びっくりしたところでもあります。

この安倍首相の後任を選ぶということのマスコミの報道が、どうもあまり先走り過ぎているのではないかなと。我々が学校で学んだ中身では、マスコミの報道というものは事実を伝えなければならないというふうに教わってきたわけでありましてけれども、どうも先走って、例えば3人目の候補者が明日表明するようだとか、そんなことが紙面に大々的に載っておって、マスコミは大分先走り過ぎているのではないかなというふうに思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

コロナウイルス感染者は、世界では昨年11月17日に初発症しまして、日本にも今年1月16日、上陸が確認されました。米沢市では、3月31日に、県外から自動車運転免許取得講習に訪れておられた方が感染者として発表されました。

現在、世界での感染者は2,500万人に達したとのことでありまして。9月2日付の日本のコロナ感染者数6万9,001人、死亡者は1,307人です。山形県では、感染者が9月3日現在78名ということですよ。

新型コロナウイルス感染症による小中学校の臨時休校措置について。

(1) 臨時休校などの決定はどこが担っているのか。

(2) 休校期間を長く取ったことで、教育課程や教育計画（教育カリキュラム）に悪い影響が出ないか。

2、これからの公共施設の在り方について。

米沢市も人口減少に伴い、学校の統廃合が予想されるが、余った建築物などをどうしてゆくのか。

(1) 市内にある県立高校などの不用になった敷地・校舎はどのように考えていくのか。

米沢地区の県立高校も統合する方向性が示されました。かつて県立米沢興譲館高校の跡地、県立米沢工業高校の跡地、両跡地とも米沢市が深く関

与してまいりましたが、県との協議はどのようにしていくのかお聞きします。

(2) 屋内遊戯施設整備の考え方について。

屋内遊戯施設については、アクティーやすこやかセンターも候補施設となると書いてあります。アクティー体育室が年間1万4,500人という利用者がおり、この方々の理解を得るためにはどうやっていくのか。

(3) これから新規に設置の可能性のある公共施設はどんなものが考えられるのか。

以上、1回目質問を終わります。

○鳥海隆太議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、新型コロナウイルス感染症による小中学校の臨時休校措置についてお答えいたします。

初めに、臨時休校の決定はどこで担っているのかについてお答えします。

感染症の予防上の必要があるときの臨時休業は、学校保健安全法により学校の設置者が判断するものとされています。臨時休業は、教育課程に関する事項ですので、米沢市教育委員会の所管事項として教育委員会で決定することになります。

次に、休校期間が長くなったことによって、悪影響が出ていないかについてお答えいたします。

臨時休業が長引いたことで、授業を行うことができず、授業時数の確保が課題となりました。このことについては、各校で夏季休業や年末年始休業の短縮、週当たりの授業時数を増やすなど、工夫しながら教育課程を再編することにより、現在は授業時数の確保に見通しを持つことができ、学習の遅れを取り戻しています。

今後は、国及び県の支援策である学習指導員派遣事業による人的配置の活用ときめ細かな指導を実現する授業改善の推進によって、学習の定着を図ってまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、2のこれからの公共施設の在り方に関する御質問のうち、(1)県立高校の統合により不用になった敷地・校舎の活用の考え方と(3)の新たに設置する可能性がある公共施設の考え方についてお答えいたします。

県立高校の統廃合につきましては、平成31年3月に、山形県教育委員会から東南置賜地区の県立高校再編整備計画の骨子案が公表されまして、その後、地域の説明会などを経て、今年3月に東南置賜地区の県立高校再編整備計画として取りまとめられたところでございます。

この計画における再編整備の進め方としましては、「令和8年度まで米沢市内の4校を3校に再編するという中期的な再編整備計画を具体化させた上で、令和8年度以降、中学校卒業者数の減少が再加速することに対応し、米沢市内のさらなる再編と米沢市外の高校も含めた広域にわたる長期的な再編整備計画については、今後の社会状況や教育環境の変化も踏まえて、しかるべき時期に再度検討する」とされております。

このしかるべき時期というのは、具体的には令和7年度から令和8年度にかけてを指すようにございます。令和8年度までの中期的な再編整備の具体的な内容を申し上げますと、まずは米沢工業高校と米沢商業高校を統合し、(仮称)米沢産業高校を令和7年度に開校するとされております。

その施設につきましては、現在の米沢工業高校の敷地・校舎を必要な改修などを実施した上で活用するとされております。

次いで令和8年度に(仮称)米沢産業高校の定時制の各年次を夜間から昼間に移行するとされておまして、その施設につきましては、現在の米沢商業高校の敷地・校舎を必要な改修などを実施した上で活用するというふうにされております。このため、当分は市内の県立高校の余剰施設

は生じないということになっております。

しかしながら、令和7年度から令和8年度にかけて再度検討するとされております令和8年度以降の長期的な再編整備計画におきましては、施設の廃止を伴うような議論ですとか、あとは市が要望しております県立中高一貫教育校の設置などの議論が行われる可能性がございます。

そうした場合、高校の再編や設置場所につきましては、議員お述べのとおり、本市のまちづくりに非常に大きく関わっていくというふうに考えておりますので、今後、様々な機会を通じて県に対して市の考え方や要望を伝えていく必要があるというふうに考えております。

なお、(仮称)米沢産業高校の開設に関しましては、その基本理念などを定める(仮称)米沢産業高校教育基本計画を今年度中に策定するとされておまして、その検討組織である計画策定委員会には、本市から教育長と私の2名が委員として参画しておまして、市としての意見を述べているところであります。第2回目の委員会が今月10日にまた開催される予定となっております。

次に、(3)新たに設置する可能性がある公共施設の考え方についてお答えいたします。

本市の公共施設の在り方は、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画で定めておまして、公共施設等の管理に関する基本原則の一つとして公共施設等の保有総量の適正化を挙げているところでございます。

この保有総量の適正化の基本原則では、改築や更新に投じられる財政負担に基づく試算から、今後20年間に延べ床面積の保有総量を20%削減することを目標として定めておまして、さらに原則として建物系施設の新規建設は行わないこととしているところでございます。

この目標を達成していくための具体的な取組として、昨年度と今年度の2年間で個別施設計画の策定に取り組んでおまして、この計画では、劣化診断調査やライフサイクルコストの算定結果

を踏まえ、各施設の更新、長寿命化、現状維持、廃止といった基本的な考え方とともに、その実施時期を令和17年度までの15年間の計画として取りまとめていく予定でございます。

現時点における個別施設計画の検討におきましては、建て替えや改築、機能変更を除きまして、新たに建設する公共施設は想定していないところでございますけれども、今後、状況の変化などにより新たな施設の建設が必要となることも想定されます。

保有総量の適正化の基本原則は、持続可能な財政運営が主眼でございますので、仮に新たな施設を建設する必要がある場合は、整備費や運営費などの財政負担を検証し、必要であれば他の公共施設の面積縮減なども検討しながら、取り組むことになるのではないかと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

〔安部道夫健康福祉部長登壇〕

○安部道夫健康福祉部長 私からは、屋内遊戯施設整備の考え方についてお答えいたします。

屋内遊戯施設の整備は、市民の方々から多くの要望を受け、本市における子育て支援の重要な課題の一つとして、まちづくり総合計画第3期実施計画に掲載いたしました。早期実現の要求もあることから、今年度、既存施設活用の可能性を判断するため、現段階での有力な候補施設の一つとしてアクティー米沢を選定し、事前調査を行いたいと考えております。

この事前調査で、かかる経費や建設期間についてある程度示され、施設整備を行う上での判断材料がそろうものと考えております。よって、現段階においては、屋内遊戯施設をアクティー米沢に設置することを最終的に決定したものではありません。

しかしながら、市民の方々の要望の強い、そして関心の高い事業を進めるに当たっては、整備し

た施設を愛着を持って利用していただけるよう、基本計画策定の当初から市民の方々に関わっていただきながら進めていかなければならないと考えております。

そのためには、市の保育所等の設置者の代表の方、関係する保護者の代表の方などが構成員となっております子ども・子育て会議において、市の考えや市の現況及びある程度の方向性を示させていただきながら、既存施設の活用や立地場所、設置遊具、附帯機能などについて、一方的な施策とならないよう御意見をいただきながら、基本計画の中に生かしていきたいと考えております。

また、現在、多くの方に利用いただいている施設を他の用途に変更する場合については、アクティー米沢に限らず、利用者の理解を得ることを優先して進める必要があると考えております。

アクティー米沢を活用する場合は、屋内遊戯施設の機能として、体育室と1階にあります第1会議室を活用したいと考えております。健康増進の観点からも、令和元年度の利用者が約2万6,000人と最も多いトレーニング室は継続して利用していただきたいと考えているところです。

よって、アクティー米沢の全体の機能については、屋内遊戯施設の機能と現在の勤労者の福祉の向上のための機能といった複合的な機能を持たせたいと考えているところです。

現在、アクティー米沢の体育室及び第1会議室については、どのような団体が利用されているのか、利用形態はどのようになっているかなど確認作業を行っているところです。

なお、仮に屋内遊戯施設をアクティー米沢に整備することがある程度確定した場合は、最終決定の前までに利用されている団体等には利用形態に応じた代替施設の提案なども含め、丁寧に説明させていただくとともに、利用者の方の御意見も十分にお聞きして進めていきたいと考えています。

屋内遊戯施設の整備の最終決定までには解決す

べき課題が多くあり、今後とも関係各課と連携を図りながら、市民の方々の御意見も反映しながら進めていく考えであります。

私からは以上でございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) ありがとうございます。

まず、この学校の臨時休校の過程でございますけれども、臨時休校についてはどのように決定し、実行されたのか、まずお聞きしたい。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 本市の小中学校の臨時休業につきましては、全国一斉の臨時休業の要請を受け、教育委員会としまして検討し、次の4つの観点から判断したものでございます。

1つ目としましては、全国でも広がる状況であったということ。2つ目として、新型コロナウイルスが未知であるということ。3つ目としましては、予防策が確立されていないということ。4つ目としましては、本市は三世代家族の割合が多く、もし学校で感染が広がるようなことがあれば、家族にも影響が及ぶこと。以上のようなことを検討し、命を最優先にした対応ということで米沢市教育委員会が判断いたしました。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) 先ほど教育長の答弁では、教育委員会が決定するということでございました。教育委員会として、この臨時休校についてどのような会議を持たれたのかお聞きしたいと思います。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 今し方教育委員会ということで出させていただきましたけれども、本来、臨時休業は会議としての教育委員会を開催すべきことではありましたが、このたびの3月2日からの臨時休業につきましては、命を最優先にした対応としてすぐに判断すべきことということで、臨時の教育委員会を開催することはせず、教育長の臨時代理ということで決定したところ

でございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) 国のほうから、今回は2月27日の安倍首相の突然の全国に対する臨時休校要請ということだったわけでありましてけれども、この要請については、どのような形で、米沢市には臨時休校の要請というか、それはどのような形で知らせが来たのでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 本市には、この要請につきましては、文部科学省が発出した文書が県教育委員会を通じて、文書の通知としてこちらに届いたものでございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) 結局、私が目にしたのは、新聞ではかなりあちこちの新聞、例えば全国の主要3紙のうちの1紙からの記事の引用でありますけれども、臨時休校を最終的に判断するのは学校の設置者である自治体や学校法人ですと。国には休校を強制するための法的な権限はなく、首相の発言はあくまで要請にとどまるのではないかと。このため、地域ごとで休校の判断にばらつきが生じるおそれもあるというふうに書いてあります。

先ほど教育委員会としては、特別に臨時休校についての会議は持たれなかったということでありまして、どうもそこところが各教育委員会に主体はあるのですよと。国のほうで決定するものではないと言いながら、会議が行われなかったということがどうも引っかかるわけですよ。

そこところ、米沢市の教育委員会としては、あの時点では2日からですか、休みに入ったのは。やはり急だったというか、文科省の要請を受けて休みに入るということは急だったわけでありましてけれども、しばらくそれから時間がたって、マスコミでもこういうふうに取り上げられて、今ここで振り返って、教育委員会としてはあのとき一

応会議を開いて教育委員会としての決定をしたというふうな形を取るべきだったのではないかなと私は思うのですけれども、その辺についてはどのように思われますか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 今現在ですと、コロナウイルスについての様々いろいろなことが分かり始めておりまして、危険性についても当初すごく恐れなければならないというような状況の中から、危険性を判断して危険でないものもあるのではないかなどと様々判明してきたものがあるというふうに思います。ですので、今現在の状況で考えますと、そういったことが必要であったということも考えられるとは思いますが、その時点、2月の下旬の時点で考えますと、先ほど申し上げたようなところが非常に懸念されるものでございまして、いち早く判断し、対応するべきものというふうにその時点では考えていたところでございました。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） 臨時休校について、教育委員会の会議は正式には行われなかったということでもありますけれども、教育委員の方々には、このことについてはどのようにお知らせというか、周知されたのでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 教育委員の方々につきましては、まず決定した段階で、教育長の判断の下こういう決定をさせていただく、臨時休業に入るという判断をさせていただくことにしましたということをお知らせしたところであります。正式な形としましては、次の機会、3月10日に教育委員会を開いたわけですが、そここのところで教育長の臨時代理について承認をいただいたという形で進めたところでございます。

なお、臨時休業につきましては、その後も度々決定することがございましたけれども、その後につきましては、しっかりと教育委員の方々から御

意見を頂戴して、議決をいただいて進めてきたという経緯もございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） 安倍首相が2月27日に突然このことを発表し、3月2日の月曜日から春休みに入るまでの臨時休校を要請するという、これ非常に、今、教育委員会もなかなか急な場面で会議をするようにとまがなかったというふうに、今おっしゃっておられるわけですが、けれども、一番の教育現場がこの短期間に臨時休校を決定するという、教育現場が大分混乱したのではなかったのかなと心配されますけれども、その辺についてはいかがですか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 2月27日に首相がそのような要請をし、ちょうど木曜日でございました。28日金曜日、そして土・日を挟んで月曜日からの休業ということで、日数的にはありますけれども、授業があるという登校日については、大分急だったということもありまして、学校現場の混乱が予想されたところでございます。

ですので、混乱の中であっても確実に児童生徒への指導、そして保護者への連絡が行われるように早く判断し、しっかりと説明をした上で知らせることが大事であろうということで、学校には文書のみでの通知ではなくて、臨時の校長会を開催しまして、校長に趣旨、これからの進め方等を説明し、確認しながら進めたところでございます。

その結果、学校現場の混乱はありましたけれども、ある程度のところで抑えられたのではないかなというふうに考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） このように急な臨時休校というふうに入ってしまったわけですが、子供が急に、じゃあ休みになるということで、やっぱり一番困られたのは家庭の保護者の方々の勤務、こういったことへ一番大きなしわ寄せが行ったと思うのですが、その辺の反響はどのように捉

えておられますか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 そういった保護者の方、そして保護者がお勤めになる職場の方々、とても心配されたと思いますし、御迷惑をおかけしたところもあろうかというふうに思います。

しかしながら、なかなかやはりその時点ではコロナというものの正体がつかめず、非常により安全な方法をとということで進んでいたところではございましたので、それぞれが協力し合って、国を挙げて頑張っていこうという機運もあったのではないかと。

そういった意味では、御迷惑をおかけしつつも一定の御理解も頂戴しながら進められたのではないかなというふうには考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） このように話が進みますと、一番やっぱり当てにしたかったのは、学童クラブだったと思うんですが、学童クラブは対応できたんですか。学童クラブの対応はどのような状況だったかと、それから、保護者の学童クラブに対する思いというか、その辺はこのたびはどのように捉えておられますか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 学童クラブにつきましても、国のほうからなるべく午前中から開けるようにということでの要請が出たということで、市内の学童クラブにつきましても、大変な中ではありましたが、御協力をいただいたというところでございます。

学校でも学童クラブに通っている子供もおりますけれども、通っていない児童もおりますものですから、学校を午前中開放しまして、どうしても御家庭で対応できないところにつきましては、学校施設を利用してということも併せて対応したところでございました。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） 先ほども教育長の答弁でも触れていただいたわけではありますが、臨時休校を長く取ったことで授業時間数が大幅に短くなり、予定の教育カリキュラムを年度の最後まで授業内容を終わるというか、到達できるのかという心配が非常にされるわけではありますが、その辺はいかがですか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 先ほど教育長が答弁しましたように、長期休業の短縮、あるいは週時間の増加、週の授業時数を増やすということでありまして、そのような対策を取って、現在のところ、今年度中に今年度やらなければならない内容についてはクリアできるように各学校で計画を組んでいるところでございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） あと一番やはり心配になるのが中学3年生の高校受験に対してどうなるんだろうかという心配が非常に出てくるわけでありまして、この高校受験に対しての対応、何かおありになればお聞きをしておきたい。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 県立の高等学校につきましては、県の教育委員会からも方向性が出されておりますけれども、今現在のところでは受験に影響がないものということで、出題範囲等も変更せず進めていくというふうになっているところでございます。

しかしながら、私立の高等学校については、県立高校よりも早い時期に入試時期を迎えるものですから、今のところはっきりしておりませんが、今後、私立高校の出題等の変更については注視してまいりたいというふうに思います。

なお、県立学校の入試につきましては、この後、また再流行する可能性もありますので、受験者に不利益が生じる状況が起きた場合には、出題範囲の変更などという措置を行う旨、通知も来ているところでございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) ありがとうございます。

次に、公共施設の在り方についてのほうに入りたいと思います。

まず、この3月16日に米沢工業高校と米沢商業高校の統合を盛り込んだ計画ということで、ここを統合して、米沢工業高校の校舎を使って統合すると。しかし、定時制の部分については、令和8年度から商業高校の校舎を利活用するというふうになっておりますけれども、こうなってくると、一緒になって工業高校の校舎・校地が主体になるということだと、商業高校は、規模は大部分商業に残る部分は大部分小さくなるわけでしょうけれども、ここでは全然校地・校舎の空きというふうな話は出てこないんでしょうかね。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 令和8年度から米沢商業高校の校舎を使って夜間の定時制が昼間の定時制に移行するという今、予定になっておりまして、その具体的な規模等まではちょっと現在のところ承知していないところでございます。今の校舎の規模からして、限定的な使い方になる可能性もございますので、そういったところは、今後、県の計画策定委員会の中で機会があれば確認をしていきたいなというふうに考えております。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) それから、やはり小学校については、これから複式学級を解消するための統廃合、それから中学校については3校に集約していくということで、小学校、中学校も大部分空き校舎というか、空き校地が出てくるような気がするのでありますけれども、こういったものの利用については、結局文科省から補助金を頂いてということになっているわけで、こういったものは統廃合した場合には校舎はなくすということになるのか、その地元の強い要望等があれば転用できるというのか、その辺の感じと米沢市の考え方というのはどのように考えていますか。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 まず、私のほうからは全体的な考え方について、施設がもし廃止になった場合の考え方について申し上げますと、基本的には、まず市として何か使えるのかどうかを検討いたします。その上で、市としての活用がなければ地元のほうで、地元の団体とかで財政負担があまりないような形で使うことが可能なのかどうか、そういったところを検討していくと。そこもなかなか難しいということであれば、民間の利用ができないのかどうかを検討していくと。

そういったものを順番に潰していきまして、活用がなかなか難しいという状況であった場合には、建物、あるいは建物を解体した上で土地を売却していくと、そういった方針で今後、施設を廃止した場合の対応をしていきたいなというふうに考えておりまして、その手順なんかにつきましても、議会のほうに公共施設の基本方針を御説明する際に、そういった廃止した場合の対応についての考え方もお示ししていきたいなというふうに思っております。

あと、教育財産を取得した場合の補助金の返還等については教育委員会のほうで答弁いたします。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 施設整備をする際に、国の補助金なりを活用したもののについては、様々な要件がありますので、その要件に応じて返還するもの、またそのまま返還しなくていいものというところがありますので、それはケース・バイ・ケースで判断していきたいと思います。

ただ、やはりできるだけ財政負担がないようにというような観点で、そういった観点で取り組む必要がありますので、できるだけその補助金の返還が必要な期間は残していく方向性になるのかなというふうに今は考えておりますが、繰り返しになりますが、ケース・バイ・ケースで判断していきたいというふうに思っております。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） もうそういった利用できるものは地元の要望等が大きな要因を持つのかなという気はしますが、そういったものを利用していくという場合は、耐震補強工事というふうなことについては、全部耐震調査は終わっているんですけど、その辺耐震補強の観点はどのように捉えていますか。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 校舎や体育館については、耐震工事については全て行っております。現在行っているのは、つり天井など、それ以外の部分についての工事、まだ未実施の部分について取り組んでいるというような状況になっております。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） 先ほど新しいその施設等については別に考えてはおられないという答弁いただいたわけですが、例えば中学校が3校に集約されますと、大分立派な建物が六中、七中、非常にすばらしい建物が空いてくるということなんであって、やはり我々もあちこち視察してまいりました中で、おっと思ったのが、空いた学校を利用して学校給食センターにしたというものを見てまいったこともあるんですけど、今後とも、これから今度児童生徒数がまたさらに減ってこういうふうに統廃合になっていくというと、効率的な面から考えると、当然空いた中学校などを使って、今の隣の小学校から隣の中学校へ運ぶ方式ではなくて、不用になった校舎を利用して学校給食センターなどの設置も考えられるのではないかなと思いますけれども、その辺はどう考えていますか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 今現在、米沢市学校給食検討委員会を開催しまして、その中で今後の学校給食の在り方について検討をいただいているところでございます。自校給食、親子給食、給食センター方式、あと委託調理方式といったような調

理方法について委員の方から御意見をいただいているということでございます。

今後、いただいた意見を基に教育委員会で基本方針を決定してまいるという状況でありますので、現時点では学校の跡地利用の一つのものとしてということの考えとしてはお答えできるような状況ではないと考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） 県立高校の再編に関わるわけでありまして、今回は大体めどが（仮称）米沢産業高校という形で、あれでありますけれども、次は令和8年度をめどにしたさらなる再編については令和7年度から令和8年度にかけて検討するとなっているわけでありまして、この部分になってくると、かなり大きな今度は統合がなされるんだろうというふうに思います。

私議員になって間もない頃に興譲館高校の移転がありまして、あのときは、当時の市長は跡地については米沢市ではお受けしないというふうに言っておったのですが、そこからしばらくして、当時の市長は、県からの要請を何とも断り切れないと、それで、興譲館高校の跡地を米沢市で受けなければならない、要するに購入しなければならない状況に追い込まれたと言って、我々議会もそれを了承したわけでありまして、そういった、これから大規模な県立高校の統廃合で、そういった大きな跡地が生じた場合、米沢市としてはどのような考えを持って対応していけるのか最後にお聞きしたい。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 現段階では、まだ具体的な長期的な再編整備については示されていないわけですので、現段階でなかなかお答えするのは難しいというふうに思っておりますが、そういった跡地が出てきた場合については、まず市として本当に活用ができるのかどうか、そうい

ったところ、公共施設等総合管理計画の基本原則もございまして、そういったところと整合性を取りながら、活用ができるのかどうかというのを十分検討していく必要があるのではないかと考えております。

○鳥海隆太議長 以上で9番山村明議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時00分 休 憩

午後 0時59分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、新型コロナウイルス感染症のPCR検査と子供のインフルエンザ予防接種への補助について外3点、7番高橋壽議員。

〔7番高橋 壽議員登壇〕（拍手）

○7番（高橋 壽議員） 私は4点質問します。

1点目は、新型コロナPCR検査と子供のインフルエンザ予防接種の補助について質問します。

毎年10月頃からインフルエンザ予防ワクチンの接種が始まります。今年は新型コロナウイルス感染症対策に加え、インフルエンザの罹患対策を特別に取る必要が出てきています。発熱外来患者も、そして受け入れる医療機関の側も新型コロナとインフルエンザの対応が混乱しないように、急ぎ体制を整える必要があるのではないのでしょうか。

国は、インフルエンザ予防接種を積極的に勧め、発熱外来患者を抑えていくとの報道もあります。予防接種を勧める対象者や優先順位など、まだ明確な方針は出ていないようですが、米沢市も急ぎこの課題に取り組む必要があると考えます。

8月3日には、日本感染症学会が地域の医療機関に向けた診断や治療についての指針をまとめ、提言しています。また、この中で、小児、特に乳

幼児から小学校低学年についても指針をまとめ、子供は特にインフルエンザが流行しやすいとして、インフルエンザワクチンの接種を強く推奨しています。

65歳以上の高齢者には予防接種の補助制度があります。子供のインフルエンザ予防接種について、山形県内の多くの自治体が補助している中、米沢市は補助はしないとして、私はこの間、子育て支援として米沢市も実施すべきと何度か求めてまいりました。

しかし、今年の冬は発熱外来患者を極力出さないために、新型コロナ対策の一環として子供のインフルエンザ予防接種を勧める必要からも補助を実施すべきではないかというふうに考えます。

全国的にも今、インフルエンザ予防接種を補助するための接種券というものを全ての住民に配布する自治体も出てきています。米沢市も実施するよう求めます。

財源については、いろいろ考えるところが出てまいるわけですが、国の第2次補正予算の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのがあるわけです。この先行受付は既に終わっておりますけれども、最終受付が今月末に迫っています。米沢市でも今、様々な事業を9月末までに国に提出する準備をされていると思いますけれども、これを活用できるのではないのでしょうか。この財源についても若干御説明いただいて、この財源を活用できるのかどうかもお答えをいただきたいというふうに思います。

そこで伺います。

（1）新型コロナとインフルエンザが同時流行した場合の発熱外来の混乱を避けるために、医療機関のPCR検査体制など、どのような対策が必要と考え、今準備しようとしているのか。

（2）インフルエンザ予防接種の補助制度をつくるべきではないのでしょうか。特に、子供の接種については流行期に間に合うように急ぎ補助制度をつくり、接種を勧めるべきではないでしょうか。

か。

2つ目の質問は、原発事故避難者世帯の就学援助の変更、一部世帯への支援打ち切りについて伺います。

原発事故避難者世帯の就学援助については、これまで米沢市の支給基準とは別に避難世帯の生活と家計の状況を把握し、支給対象を決め、財源は国の10分の10の補助事業を活用し、実施してきました。

しかし、今年4月からは米沢市の支給基準で対象世帯を決定したことから、支給対象から外れた世帯が出ています。原発事故避難者への住宅費補助をはじめ次々と支援が打ち切られる中で、子供たちの教育支援まで打ち切る必要があるのでしょうか。

避難者世帯への就学援助は、通常の就学援助の交付金とは別枠で、自治体の持ち出しがないようにと補助事業となって国が実施しています。したがって、米沢市としては、財源問題は、これは持ち出しがありませんから、米沢市の裁量でこれまでどおりの対応ができるものではないでしょうか。

原発事故と避難生活から9年と6か月がたとうとしています。いまだに山形県内の避難者は、山形市に次いで米沢市に多い状況は続いています。避難者の皆さんの避難生活も終わったわけではありません。これまでどおり避難者世帯の生活と家計の状況をよく把握した上で支給対象とすべきではないでしょうか。

そこで伺います。

(1) 支給基準を変えた理由は何でしょうか。

(2) 基準を変えたことによって支給対象となくなった世帯数、児童生徒数はどれぐらいいるのでしょうか。

(3) これまでと同じように避難者世帯の皆さんのそれぞれの世帯の生活と家計の実態をよく把握して、支給対象とすべきではないでしょうか。

3つ目の質問です。

三友堂病院移転に伴う周辺地区の皆さんの要望について伺いたいと思います。

市立病院の建て替えに合わせて、三友堂病院は、現在の市立病院南側駐車場へ移転し、2023年（令和5年）開院の予定です。

これまでの当局答弁では、移転に伴って市民の皆さん方からは市立病院にも意見・要望が寄せられてきた。寄せられた要望は、三友堂病院にもその都度伝えてきた。そして、三友堂病院にも直接意見や要望が寄せられていると聞いているというものだったと思います。

そこでお伺いしたいと思います。

(1) 三友堂病院移転に伴うこれまで市民から寄せられた要望とはどんなものがあつたのかお伺いしたいと思います。

(2) その要望についてどのように検討し、どのように対応していくのかお聞かせください。

最後の4つ目の質問です。

介護保険サービスのサービス利用料の償還払いについて伺います。

介護保険で手すりを設置したり、段差解消などの住宅改修、福祉用具の購入費、この介護サービスを利用する場合、米沢市では改修費や購入費は利用者が一旦業者に10割全額を払い、その方の所得に応じて9割、8割という方もいらっしゃいますが、通常は10割全額を一旦お支払いし、つまり手すりを設置したいということで、利用限度額20万円ということですが、大体20万円で収まる方はほとんどいないと思います。

30万円かかれば30万円一旦お支払いすると。そして、1か月から2か月後に利用者の方に市が限度額20万円の9割を、あるいは8割、7割を払い戻す、いわゆる償還払い制度を実施しています。しかし、住宅改修の場合、今申し上げたように、利用限度額20万円の全額を前もって利用者が準備するのは、利用者の皆さん方の今、負担となっています。

全国的にも、そして県内では、私が今知る限り

では山形市、南陽市などでは、限度額の1割をまず準備すれば、残りの9割、あるいは8割、7割は市が直接業者に支払う仕組み、いわゆる受領委任払い制度として利用者に負担をかけない、そういう配慮をしています。

ケアマネジャーの方にもいろいろお伺いいたしましたら、全額準備するのが負担になっていて、手すりの数を少なくしていたりと、あるいは介護用具を値段のお安いものにしてしまうとか、そういう方もいらっしゃるというふうに語っておりました。

そこでお伺いいたします。

米沢市も南陽市などで利用者の方の負担を軽減するために実施しているこの住宅改修と福祉用具購入費について、利用料を償還払い制度から受領委任払い制度に改善できないでしょうか。

以上、4点について答弁を求めたいと思います。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

〔安部道夫健康福祉部長登壇〕

○安部道夫健康福祉部長 初めに、これからインフルエンザ流行期を迎え、相談窓口の周知や発熱した場合の具体的な受診行動について、また医療機関の受入れ体制などに係る本市の対応についてお答えいたします。

国においては、8月26日に、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備」を取りまとめ、各自治体や各医療機関において、地域の実情を踏まえて院内感染を防止しつつ、発熱患者の診療及び検査体制の整備や住民への相談受診方法の周知を行うよう示されたところです。

本市としては、医療機関における外来や検査体制の整備について、医師会や置賜保健所などの関係機関と現在、検討を行っているところです。

今後のインフルエンザ流行に備え、発熱時の相談窓口や適切な受診行動などについて、国の指針に基づき関係機関との調整・協議を行い、市民の皆様にも早急に周知していく必要があるものと考えております。

次に、子供のインフルエンザ予防接種の助成についてお答えいたします。

今シーズンは、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、インフルエンザワクチンの需要が高まる可能性があることから、次のインフルエンザ流行に備え、インフルエンザワクチンの優先的な接種対象者へ接種を呼びかけるように、さきに述べました厚生労働省からの体制整備の中で示されました。

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザは、発熱の症状を伴うことが多く、症状だけで判断することは困難であることから、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行は最大限に警戒すべきとされています。

具体的には、定期接種の対象となっている65歳以上の高齢者等の方に対しましては10月前半から、それ以外のインフルエンザ予防接種が推奨される医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する人、妊婦及び乳幼児から小学校低学年の子供に対しては10月後半から予防接種を受けるよう呼びかけを行うという内容です。

これは、インフルエンザ予防接種が推奨される方々の中でも、子供は保育園や幼稚園、小学校などで集団生活をしている場合が多く、インフルエンザの集団発生が起こる可能性が高いと考えられ、さらに、乳幼児においてはマスクの着用や手洗いを行うなどの感染予防の行動を自ら取ることが難しい状況でもあります。

このようなことから、コロナ禍でのインフルエンザ対策として、今年の冬においては国の方針に沿った対応を行うため、子供の接種費用の一部助成を含めた手だてについて、米沢市医師会とも相談しながら検討してまいりたいと考えております。

なお、お尋ねの臨時交付金の活用につきまして、これまで計画していた事業であらかじめ定められておりました枠、こちらのほうを既に使い切っているという状況であるため、仮に今回、イン

フルエンザ予防接種の助成を行った場合については、全て自主財源で行うこととなります。

次に、介護保険サービスのサービス利用料の償還払いの改善についてお答えいたします。

介護保険のサービスに係る利用料金の支払いについては、利用者が所得に応じた自己負担分、1割から3割になります。こちらを介護事業者に支払い、残りを事業者から市が支払いを受けるという現物給付と言われる方式が取られております。しかし、制度上、住宅改修及び福祉用具購入などについては、償還払い方式となっています。

米沢市では、償還払いが困難な方も制度を利用しやすくすることを目的に、一定の要件を満たす場合には、対象経費の1割から3割の利用者負担割合分のみを事業者へ支払い、残りを市から事業者へ直接支払う受領委任払いの方式を利用することができます。

この一定の要件とは、1番目、一時的な資金調達が困難なこと。2番目、事業者が同意していること。3番目、介護保険料に未納がないことの、こちら3点となっております、この3点全て該当することが必要となっております。

住宅改修及び福祉用具購入費については、ケアマネジャー等が作成した理由書による申請が必要であることから、主にケアマネジャーなどを通じて制度の周知を図っております。また、高齢福祉課には、受領委任払いについてのチラシを常備しており、相談を受けた方へ配布しております。

なお、住宅改修の実績といたしましては、過去3年間の平均で、全体で約200件のうち10件程度の受領委任払いの利用があるところです。

今後はさらに広報やホームページなどの利用やケアマネジャーに改めて制度を説明するなど、必要な方が受領委任払い制度を利用できるよう、さらに周知徹底し、利用者の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私から、原発事故避難者の就学援助の変更についての御質問にお答えいたします。

原発事故避難者を含めた東日本大震災の被災者に対する就学援助につきましては、震災直後の平成23年度から全額国費による支援の下、県の補助事業として実施されており、本市ではこれまで延べ1,493名の児童生徒がこの就学援助を受けております。

この就学援助事業につきましては、大震災に起因した様々な理由により、経済的に苦しく、子供の就学に影響が出ている世帯に対し支援するものですが、本市では、これまで県で定めた要綱に基づき実施してきたところです。

今年度も県の要綱に従い実施しているところですが、県では、国から示された実施要領により、その対象者について、市町村が実施する通常の就学援助事業の認定基準を満たす者という要件が新たに加えられたところです。

本市では、その要綱に従い、本市で実施しているほかの就学援助と同じ基準の下、認定することとなったものです。したがって、本市において支給基準を変更したものではなく、この就学援助事業を実施する根拠となる県の要綱の一部改正により、変更することとなったものであります。

なお、県内他市町においても、本市と同様の対応が取られているようです。

次に、基準の変更により支給対象にならなくなった児童生徒数及び世帯数についてお答えいたします。

令和2年度の状況ですが、申請世帯数54世帯に対し30世帯が対象となりませんでした。また、児童生徒数で申し上げますと、小学校では45名の申請に対し27名、中学校では26名の申請に対して16名の方が対象となりませんでした。

また、県内他市町の状況ですが、避難者数の違

いもあり一概に比較はできませんが、申請に対し8割程度の方が対象にならなかったところもあるようです。

次に、避難者の就学援助の要望に応えるべきではないかについてお答えいたします。

本市では、これまで様々な理由により経済的に苦しく、子供の就学に影響が出ている世帯に対し支援してまいりました。東日本大震災の被災者の方についても同様ですが、今後は避難者という枠組みのみで判断するのではなく、ほかの就学援助事業と同様の基準により、その困難な状況を平等に推しはかりつつ、支援してまいりたいと考えております。

また、就学援助に限らず、東日本大震災の被災者の支援につきましては、一自治体のみで行えるものではありません。その支援につきまして、今後も国、県へ引き続き要望してまいります。

私からは以上です。

○**鳥海隆太議長** 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○**遠藤直樹企画調整部長** 私からは、3、三友堂病院の移転に伴う現在地周辺地区住民の要望についてお答えいたします。

住民の方からの要望についてでございますけれども、三友堂病院の移転に関する要望が市に対して直接寄せられたことはないというふうに承知しております。

また、市立病院事務局からは基本設計に関する市民説明会のアンケートに、三友堂病院の移転後の跡地利用という項目は寄せられましたけれども、内容については記載されていなかったというふうに聞いているところでございます。

なお、これまでの議会の質問等において、通院手段については心配される御意見が度々寄せられておりますので、その部分について申し上げますと、本市では今年度と来年度の2か年間で本市の公共交通のマスタープランとなる地域公共交通計画を策定することとしております。

この計画の目的は、持続可能な公共交通ネットワークの構築を図り、コンパクトプラスネットワークのまちづくりを推進することでございますが、計画策定に当たりましては、都市における最も重要な施設の一つである病院の位置を十分に考慮する必要があるというふうに考えております。

今回の三友堂病院移転に伴う人の流れの変化は、相当大きいものと認識しておりますので、その大きな変化に対応できるよう様々な公共交通の形態を念頭に最適な形を探っていきたいというふうに考えております。

計画策定に当たりましては、利用者アンケートの実施のほか、路線バスの乗降調査、ワークショップ等を行う予定でございます。それらの調査などを実施する際には、前提条件として三友堂病院の移転を示しながら、現在地の周辺住民の方だけでなく、交通手段を利用して現在の病院に通院されている方も含めまして、実態、ニーズの把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○**鳥海隆太議長** 高橋壽議員。

○**7番（高橋 壽議員）** 質問順位が入れ替わりますけれども、2回目の質問をします。

4番目に介護保険の受領委任払いに変えてはどうかという質問をさせていただきました。米沢市としては、やっていないわけではなくて、やっているんだと。ただし、条件がそろわなければということで、担当窓口にもその旨のチラシを置いてやっているんだというお話でした。

チラシがあるというのは、私初めて聞きましたので、私の認識不足だったというのをおわびしたいというふうに思います。

それで、ただ年間200件ぐらいの件数で10件程度の受領委任払いになっているというお話でした。それで、受領委任払いを利用する場合の条件という、先ほど3つの条件が述べられたわけですが、一時的にお金を準備するのが困難な方、そ

れは分かるわけです。2番目の事業者が受領委任払いを承認している場合と、ここがなかなか難しいわけですね。

施工業者の方に、あるいは大工さんをお願いするときに、後で市から2か月後にお支払いするので待ってくださいとは、面と向かって業者の方に言える方がどれぐらいいるのかなという気がするわけです。

それで、そういうことを考えて、山形市なり、南陽市でもいろいろ工夫されている。それから、ほかの自治体で受領委任払いをやっている自治体では、工夫されて業者の登録制度とか、そして、利用者の方が直接業者の方に受領委任払いをお願いしますということを申し上げる必要がなくて、気まずい思いというか、そういうことをしなくても大丈夫なようにスムーズに受領委任払いを利用されているという実態があるわけです。そういうことをぜひやっていただきたいというふうに思うわけです。

いろいろ担当の課長にもお話をしてきましたけれども、償還払いが基本なんだと。そして、受領委任払いというのは、言わば例外的なところだという話をされるわけですが、そうではなくて、ほかの自治体では受領委任払いというのが利用者の方々から求められている方法で、20万円が利用限度額であれば2万円さえまず準備すれば、あとは安心して利用できるわけですし、最初から20万円、あるいはそれ以上が必要な方は30万円とか、業者にお支払いするために準備しなければ工事に取りかかれないということでは、やっぱり二の足を踏むという方々もたくさんいるわけですよ。

ケアマネジャーの方がおっしゃるように、手すりをもう少しつけていただければお年寄りの方が助かるというときに、いや、20万円、あるいは30万円出せない、準備できないので、今のところ10万円とか、その程度に済ませてくださいと言っている方もいらっしゃるという話です。

だから、ぜひやり方として、原則は償還払いかもしれませんが、ほかの自治体のように受領委任払いをほとんどの方が使えるように積極的に進める、あるいは受領委任払いをこちら側からこれでできますからということで推奨して、それでやるという、こちらのほうを主に利用できるように体制や担当課のほうの配慮というか、ぜひお願いしたいというふうに思います。

ぜひケアマネジャーの方にも受領委任払いを使っていたるように利用者の方に周知していただく、役所のほうでも周知するという努力をしていただきたいと思います。

米沢市のホームページを見ましたところ、在宅サービスのところで、住宅改修費と、それから特定福祉用具販売、ここの説明には後日購入費を支給します、後日住宅改修費を支給しますということで、償還払いのことしか書いていないわけです。受領委任払いの説明は一言もありません。

ほかのところの自治体については、きちんと受領委任払いというのはこういうものだ、そしてこういうふうに利用できますから、ぜひ利用してくださいというのを懇切丁寧にホームページに書いている自治体がたくさんあります。そして、申請書もホームページからダウンロードできるようになっておりますので、そういう対応をぜひお願いしたいというふうに申し上げておきたいと思いますが、いかがですか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 今、お話にありましたように、事業者登録制というものを採用しているというような自治体も現にあるということも認識しておりますし、県内の他市の状況を見ましても、この受領委任払いの割合が非常に高いところもあるということについても認識しているところでございます。

当市については、周知徹底のほういささか足りなかったのかどうかですが、非常に低い割合ということになってございます。受領委任払い、こち

らの割合が多い自治体の、そちらのほうの状況などもお聞きしながら、この制度の活用のしやすさというものについて、どのように手だてを講じればいいのかということについては検討してまいりたいと考えているところです。

まずは、現段階ではケアマネジャーに周知徹底をして、利用者の方が本制度を活用しやすいような、そういった環境を整備していきたいと考えているところです。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、新型コロナとインフルエンザが同時に流行した場合の対応ということで、答弁としては、米沢市で乳幼児、それから小学校低学年のところについては、独自財源でも予防接種の補助をやるということで検討を進めているという話でしたね。

それで、全国知事会でも、さっき臨時交付金の予算枠がもうおしまいになったので、この臨時交付金も使えないというお話でしたけれども、知事会では、2兆円のほかに追加500億円を要求しているみたいです。2兆円で国が最初予算組んだわけですね。

それで、先行の受付、7月で1,700億円程度しかになっていないというので、結構9月末の締切りに全国の自治体で殺到するんじゃないかというお話でしたけれども、本市では既に使っているというお話でしたけれども、その2兆円のほかに全国知事会としては、あと少なくとも500億円は足りないんじゃないかということで要求しているということです。そういう国のほうはどうするか分かりませんが、追加予算組めれば、それにこしたことはないし、ぜひそれで対応もできるというふうに思いますので、独自予算ということを覚悟決めていらっしゃるようですから、いずれにしても早めにかどうか決めていただきたいというふうに思います。

それで、医療機関と、それから我々市民に対して、発熱した場合にどういうふうに対応したらいいかということも、今検討されているということですけれども、大体10月ぐらいからインフルエンザの予防接種と同時にインフルエンザの罹患者も増えてくるわけです。

だから、いつ頃までに米沢市として市民の皆さん方はどういう対応をすればいいのか、それから受入れ機関でのPCR検査を含めてどんな体制を取っていくのかということを示されるのか、ちょっと大体の目安というのは分かりますでしょうか。

もう10月ぐらいまでには遅くともやらなければならないと思うんですね。間もなく10月、あと1か月切っていますけれども、大変な作業が始まりますけれども、大体の目安がいつ頃までというのをお示しできますか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 具体的にいつまでとなりますと、現段階では申し上げられない状況ではございます。8月下旬に、先ほど申し上げたように医師会と保健所を交えた打合せといひましようか、そちらのほうを実施したところではございます。その中で、PCR検査体制等の課題、あとはそれをクリアするための措置、そういった様々なものについて協議したところではございます。

そちらの打合せで出た課題、そういったものを各自持ち帰って内々に検討していくというような形で、次回は10月上旬にその打合せは予定されているところではございますが、参加した保健所、そういったものと個別の打合せというものも並行して行っているところではございますので、そういったものを早急に進めなければならないということについては、十分認識をしているところではございますが、現状ではなかなか具体的にいつ頃という形については難しいかなと思ひております。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 大変な作業だと思いますけれども、市民の皆さん方も本当に混乱するわけですね。それから、受入れ側でも、PCR検査は、今の米沢市内のかかりつけ医の診療所、そういうところではできないことになっているわけです。だから、そのPCR検査体制を、千葉県のある自治体ではもう自動的にPCR検査できるような機器を地元の業者と開発して、各市内のかかりつけ医などに市町村の補助を出しながら備えつけていくという作業を今やっているような報道もありましたけれども、そういう体制を取っていく必要が本当に求められているというふうに思うわけです。

PCR検査を先にするのか、インフルエンザのあれを先にするのかという問題もありますけれども、実際インフルエンザと思って行ったら、もうコロナだったということで、PCR検査も受けなければならない。本当に市民の方も混乱するという状況になると思いますので、早めによりしくお願いしたいと思います。

もう一回確認ですけれども、先ほどのワクチン接種の補助ですけれども、先ほど答弁にもありました優先順位としては、65歳以上の定期接種の方については優先してやると。それは補助対象になっていますから、大丈夫ですけれども、妊婦とか、それから65歳以下でも基礎疾患を持っている方、そういう方はどうするのか、医療従事者の方はどうするのか。それから低学年といっても、どの辺までの低学年なのか、小学生、中学生はどうするのか、高校生はどうするのか、その辺のところをもう少し詳しくお知らせいただけますか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 まず、小学校低学年ということがなぜ2年生かということでございますが、こちらのほうは国で示しておりますとおり、日本感染症学会、こちらの提言を基にして行われているわけではございますか、こちらのほうで乳幼児から小学校2年生までというふうな形で

具体的な年齢について示されておりますので、それに倣ったということでございます。

理由としては、先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、自ら予防行動、そういったものが取れないと、マスクの着用もできないしということで、そういった予防行動を自ら取ることができないというような状況であることから、ワクチン接種についての何らかの措置が必要でないかということで検討しているところです。

ほかの方々については、これまでどおりの原則どおりに、御自身で予防行動、そういったものを取れるということでございますので、今回については乳幼児から小学校2年生までという形の限定的な取扱いとさせていただきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） ほかの自治体では、これまでは少子化対策の一環として、小学生、あるいは中学生まで予防接種に補助して勧めてきたわけですね。そうしますと、今回、米沢市は小学校2年生までだという感染症学会のあれに従ってということで切りますと、小学校は2年生まで行っているわけではなくて、6年生まで行っているわけですね。あるいは中学生もインフルエンザで去年も相当数の学級閉鎖があったわけですね。

そういう中で、果たして小学校2年生まで補助し、そして勧めるということをやってもどれだけ期待できるような効果が出てくるかということ、期待するような効果があまり出てこないような気もしないわけではないわけです。

乳幼児の場合は、乳幼児もそうですけれども、だから、やるんだったら、やっぱり小学生全員、中学生全員、そのあたりまでしっかりやらなければ——中途半端な形での対策というか——ならないような気がいたします。

先ほどありました国のほうでもこの財源についてはあまり手当てをしないような、法的な拘束力はないと、協力と呼びかけという程度だから、も

しかすると、本当に国のほうでは財政措置しないのかもしれませんが。しても、今、話がありましたように小学校2年生までと。

だから、要は自治体が頑張ってやるということであれば、その上の小学校3年生以上小学校6年生までの小学生全体、それから中学生のところまでしっかり独自予算を組んでやるということが私は大事になるというふうに思いますけれども、その辺のところの考え方はどうですか。もう一度お願いします。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 小学校2年生で切るということの根拠については、先ほど申し上げたとおり、感染症学会の提言によるものということでございます。一人でも多く予防接種を受けていただくということについては理想ということではございます。

ただ、今回はインフルエンザ対策もありますが、やはり新型コロナウイルス対策ということで、特に国のほうではこちらの、先ほど申し上げたような年代についての特別な措置というものが必要だということに、こちらのほうに根拠を置いての今回の対応ということでございますので、まずはそちらのほうの国の方針が変更になるというようなことであれば、こちらも検討ということでございますが、今冬に関しては、先ほど申し上げたとおり2年生までという形で取り扱ってまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 繰り返しになりますけれども、県内のほとんどの自治体では小学校6年生まで、あるいは中学生までインフルエンザの予防接種の補助事業を既に実施していると。置賜の3市5町の自治体の中で、米沢市だけがやっていないという、そういう状況もありますので、ぜひここは、これまで私は子育て支援といいますが、そういう観点で必要ではないかというふうに要求してまいりましたけれども、とりわけ今年は新型

コロナウイルスとインフルエンザ、今申し上げているとおりでして、それも含めて小学校6年生まで、あるいは中学校3年生まで思い切り足を踏み出すということが大事ではないでしょうか。

新型コロナウイルスの様々な経済的な対策は一定やってきたわけです。あわせて、やっぱり子供たちの健康、体、そして市民全体のコロナに対する問題とか、そのためにもぜひやっていただきたいというふうに思いますが、市長どうですか。

○鳥海隆太議長 中川市長。

○中川 勝市長 現段階においては、今、健康福祉部長が申し上げたとおりなのかなというふうに思っております。今後、国等の対応もございしますので、どういう状況か、状況を見ながら判断していきたいと、このように思います。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） ぜひ子供たち全員がインフルエンザ予防接種を受けられるように御配慮いただきたいと思います。

次に、原発事故避難者の就学援助についてです。

国の補助制度の中での対象範囲の変更、それから、それに伴って県要綱の変更、それに伴って米沢市の基準、要綱の変更ということで、今回、今年の4月から先ほど答弁がありましたように、避難者の方で対象外になった方が小学校で45名のうち27名、児童数、そして中学校の生徒数では26名申請して16名が対象外になったというお話です。

それで、この制度そのものは米沢市のというか、市町村の従来、今まで通常の就学援助の基準と同じようにやりなさいという国のあれですけれども、国は依然として交付金である通常の就学援助と別枠で補助として10分の10出す制度を2通り今でも設けているわけですよ。

だから、一番下の市町村では同じやり方、基準でやりなさいと言っておきながら、国は別枠でその事業を展開していると。つまり国はやっぱり避難者の方々には一定支援しなければならないと

思っているわけだけれども、現場のところでは一緒にやりなさいという、区別するなど。

そして、先ほど教育長から答弁ありましたように、これまでと違って避難者との枠組みだけで様々なことをやるというのはちょっと違うんじゃないかという話もありました。

だから、国のほうではいまだに別枠で支援しようという中で、現場のほうでは避難者ということだけで別枠でやるというのはちょっと違うんじゃないかという、若干ずれが出てきているわけですよ。

だから、現場でもやっぱり私は避難者といえども様々なケースが、まだ――9年6か月たちましたけれども――あるわけで、その御家庭の家計や就労状況などよく把握して対応する必要があるというふうに思います。

10分の10対象になった方については、これまでどおり10分の10で米沢市の持ち出しがないわけです。だから、対象外になった方々のところをどういうふうに財源を手当てするかという話ですから、ここは山形県がやっぱり避難者支援に力を入れているということありますし、米沢市としても重要要望として県に避難者支援を上げているわけですから、この問題をしっかり県に伝えていく、そして県の方針をやっぱりもう一度戻させる。そして、米沢市ももう一回方針を戻すということをお考えいただきたいというふうに思います。

それで、今回の変更にあたって、避難者の方々にはどういったお知らせをされましたか。どういう説明をされましたか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 このたびの変更につきましては、申請をいただくための御案内を差し上げたときに、そういった本市で行っている就学援助の認定基準に沿った形でさせていただきますということでお知らせをしたところでございます。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 私が聞いたところでは、そういう通知が来たと。あるいは就学援助を説明するときにそういうお話があったと。そして、一応申請はしたけれども、教育委員会からは具体的にあなたは今まで支給されていましたが、今こうこう、こうこうで今回は支給できなくなりましたという口頭での説明もなし、該当になりませんでしたという通知がただ来たということなんですよ。

だから、私はそうではなくて、やっぱり個々の皆さん方の申請書に基づいて教育委員会で1対1で詳しく状況を聞き取る、そういう中で状況を把握して対応すべきではなかったかというふうに思うわけです。

これが始まったときに、何でそういう別枠で国が対応すべきだと。そして、米沢市も別枠で対応すべきだという話をしてきたその理由がいろいろあったわけです。つまり所得が、前年度所得で決まるわけですが、例えば2世帯抱えなければならぬと、米沢と福島に。そういう場合は、米沢市の方の所得と同じであっても、支出が大きくなるわけですよ、二重世帯と。そういう方々がいるわけですから、そこはやっぱり避難者の方には別に考える必要があるんじゃないかという話などもさせてもらってきたわけです。

それで、震災のときに保育園などに入園されていた方は、9年6か月たって高校生になる方もいらっしゃると思います。兄弟のうち、一番上の方が就職の関係で高校は福島に入学したほうがいいんじゃないかということで、米沢市に世帯を置いて一番上の方は福島でアパートなんかを借りていると。だけれども、米沢にまだ御家族がいらっしゃるわけですよ。

そういう方々も含めて、所得だけ見て、この所得では駄目なんだという市内の方々と同じような基準でやってしまったら、これは実態をよく把握していないということにはなるというふう

に思うんです。

だから、その辺のところはやっぱり通知だけでなく、もう一回しっかり対象から漏れた方々のお話をよく聞く機会を設けていただきたいというふうに思うわけです。

特に、今回、コロナの問題で仕事が減ったという方々も出ているようです。あるいは退職されて年金暮らしになったのという方々もいて、前年度収入で見られたら、今年はじゃあ就学援助対象外になってしまって厳しくなったという方もいらっしゃるようです。そういう方々は、やっぱり面接も含めてしっかり対応をしていただきたいというふうに思いますけれども、いかがですか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 このたびの変更による認定において、その結果を文書のみでというふうなことにについては、もっと配慮すべきところがあったのかなというふうに反省するところでございます。

今、お話がありましたように、避難されている方々は様々御事情をお持ちの方というふうなことはまだ多くいらっしゃるのではないかなと思います。

しかしながら、国、あるいは県の要領及び要綱に沿ってこの事業が進んでおりますので、原則としましては、やはり本市における就学援助事業の基準に沿った対応ということで、先ほど教育長が答弁したとおりに進めさせていただこうと思っています。

しかしながら、先ほど申し上げたように、特に御事情をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、そのような方につきましては、御相談いただき、生活の状況をお聞きしたり、あるいは必要に応じて校長や、あるいは地区のほうの民生委員・児童委員の方々から情報をいただいたりして、生活の実態をしっかり把握し、個々に対応していくというふうなことも可能であろうというふうに思いますので、そういった形で進めてまいりたい

と思います。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 百歩譲って米沢市の就学援助の基準でやるとしても、米沢市の就学援助の基準というのが県内でも非常に市民の皆さん方の困窮世帯の方々の要望に沿って、あまり所得とかなんかというのを明確にばちっと線引きしないで、市民の皆さん方の困っている状況をよく把握して、生活の実態を把握して、それでこの方、この方ということでやってきた実績があるわけですよ。

この基準がありますけれども、これもある意味緩やかといいますか、ほかの自治体と比べたら本当に保護者の方々の暮らしや家族の状況とか、そういうことを考えての基準なんですよ。だから、やっぱりこの基準というのは、市民の皆さん方の暮らしや子供の実態などをよく把握した上の基準になっているわけです。

だから、米沢市の基準に合わせてということであれば、今申し上げたように、それこそ市民の皆さん方の就学援助の場合と同じように、あるいはそれ以上に避難者の皆さん方の暮らしや生活の実態をよくつかんで一律所得で切るようなことをやらないで対応していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

最後に、三友堂病院の移転と住民の方々の要望をどうお聞きするかですけれども、答弁ではあまり市民の方々の意見は寄せられていないし、米沢市や病院のほうでもあまり耳を傾けていないなという印象を持ちました。

それで、私たち共産党市議団として、今年3月に周辺地域の皆さん方にアンケートをお渡しし、御意見を頂戴いたしました。中央4丁目、5丁目、6丁目、城北2丁目、中央7丁目、金池2丁目のおよそ300軒の御家庭に配布して、返ってきたのが52通でした。

少ないか多いかはちょっと別にしてですが、その中で、やっぱり高齢者の方々が返信され

たのが多いんですよ。60代、70代で単身世帯とか、2人だけの世帯と、そういう方々がよく返信をよこされました。それは、三友堂の移転に関心があって、心配していることがあるという方がたくさんいらっしゃるからです。

それで、具体的な内容を記述式で書いてもらいましたけれども、やっぱり交通手段のことが一番多かったです。交通費がかかってくると。年金者には大変な負担になると。それから、朝夕の通院バスのようなものはできないかと。それから、緊急搬送に時間がかかるのではないかと。それから、シャトルバスのようなものが必要ではないかと。今の三友堂病院から新しい三友堂病院へのシャトルバスとか、あるいは町内40戸のほとんどが80歳以上の高齢者であって、なかなか病院に通えないんじゃないかと。

それから、主治医のことについては、今まで以上に待ち時間が長くなるのではとか、あるいは診療科については、今かかっている診療科が移転してどうなるんでしょうかと。あるいは、その他の項目で言いますと、商店街の利用客が減る、そして近隣の店は死活問題だと。病院がなくなり、まちの雰囲気が変わるのではないかと。周辺の道路整備などもなかなかやってくれなくなるのではないかと。

それから、先ほどありましたように、跡地はどうなるんだろうか、情報が全くない。それから、緊急時の医療機関が北部地区からなくなって困ってしまう。あるいは近い将来、医療空白地域になるのではというようなことがたくさん書いてあるわけです。

だから、実際、具体的にお話を聞いたら、もっともっと私は御意見や要望が出てくるというふうに思います。だから、そういう作業をしっかりとする必要がありますんだろうと思います。

先ほど総合政策課のほうで、公共交通体系をどうするかというところでアンケートを取るとおっしゃいましたけれども、ぜひ三友堂病院の移転

ということも踏まえてのアンケートだということもおっしゃいましたけれども、特に周辺地域の皆さん方向けに別のアンケートを取っていただけないかなというふうに思うわけです。

もう長い歴史があるわけですね。あの地域にとっての三友堂病院、そして、三友堂病院にとってもあの地域の人々に支えられてきた病院という自負や、あるいは考えがあるというふうに思います。

だから、そういう信頼関係を崩さないということ、それから、将来やっぱり周辺の地域の皆さん方を含めて、医療に対する不安感というのは非常にあるわけなので、どこまでそういう要望に応え切れるかどうかは別として、そういう方々の御意見などにしっかり耳を傾けていくというのが私は大事だというふうに思いますので、それは米沢市、市立病院、それから三友堂病院で、3者で協議して、ぜひ対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 米沢市のまちにとって三友堂病院が移転するということは非常に大きなことだと思っておりますし、周辺住民の方、いろいろ御心配な部分というのは確かにそのとおりだろうと感じております。そういった声をいかに吸い上げて話をする場面を設けられるか、今後検討してまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 先ほどのアンケートの自由記載の中にシャトルバスという話がありました。三友堂病院から新しい三友堂病院に、三友堂病院がシャトルバスを出せないかというような話もありました。未来永劫そういうシャトルバスを出すということにはならないかもしれませんが、当面の住民の皆さん方の要求に応える形で三友堂病院がシャトルバスを出す、あるいは米沢市がシャトルバスを出す、そういうことも私は住民要望に応える一つの対策だというふうに

思うわけです。

そういうことも含めて、しっかりまず耳を傾けて、御意見を酌み上げて対応をしていただきたいというふうに思います。そのことをしっかりお伝えしながら、質問を終わりたいと思います。

○鳥海隆太議長 以上で7番高橋壽議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休 憩

午後 2時09分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、新型コロナウイルス感染症による小中学校への影響とその対応について外2点、19番古山悠生議員。

〔19番古山悠生議員登壇〕（拍手）

○19番（古山悠生議員） 明誠会の古山です。

さて、今年の夏は、7月には雨が降り続き、8月には一転し晴天が続き、連日全国で猛暑日を記録しました。9月に入っても名残を惜しむような暑い日々が続いていますが、今年の夏は、新型コロナウイルス感染症の影響により、夏祭りや花火大会の中止、観光客の出足も鈍く、帰省を自粛する方も多く、静かな夏となりました。

子供たちにとっても各種行事の中止、プール授業の見合せや部活動の制限、そして夏休み期間の短縮など、これまでとは全く違う夏となりました。

本市では、3月2日の臨時休校以来、2か月を超える休校期間を経て、5月14日より段階的に小中学校が再開されてまいりました。通常であれば授業が開始されていた4月上旬から1か月程度経過しており、教育スケジュールの見直しが迫られました。

各校の努力により、今年度中には全ての学習内

容を修了できるとのことでしたが、本来子供たち一人一人にかけられるべき時間が減少することにより、学習意欲のある子とそうでない子との間で生まれる学力の格差が心配されます。また、2か月以上にも及ぶ休校期間は、友達や先生と直接触れ合う機会を子供たちから奪いました。

昨年度まで教育長であった大河原副市長の言葉を借りれば、「人は人を浴びて人になる」、まさしくそのとおりだと思います。授業以外でも休み時間のたわいのない話や、部活動で仲間と共に流す汗や涙、学校行事で仲間と力を合わせるという経験は、生身の触れ合いの中で培われるものであり、どんなに通信ネットワーク環境が整備されても身につけられるものではありません。

この空白の期間は、子供たちにとって心理的にも、生活習慣の乱れなど生活面にも、大きな影響を与えたものと想像します。

そこでお伺いします。

臨時休校措置による子供たちへの影響はどの程度であったのか。同様の質問は、さきの6月定例会でもございましたが、3か月が経過し、夏休みを挟んでいますので、改めてお伺いしたいと思います。

続いての質問に入ります。

この変則的な学校生活は、子供たちのみならず、現場で働く教職員にも大きな困惑と混乱を生じさせています。教育スケジュールの見直しにより授業時間が増加し、夏休みも大幅に短縮となりました。

また、本年度は新学習指導要領に変わり、英語やプログラミングなどの授業も追加され、さらには、検温などの体調管理や、授業後の教室の消毒やトイレ掃除などの新型コロナウイルス感染症予防のための業務が追加され、労働時間は大幅に増加しました。

コロナ以前から、教職員の過重労働は全国的な問題となっていましたが、肉体的な負担に加え、児童や保護者への対応や自身も感染するかもし

れないという精神的な負担も増加しています。

こうした不安を取り除き、児童生徒や教職員の安全を確保し、学びの保障を図るために、文部科学省では、5月15日に発出した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」において、感染症対策を徹底した上で、段階的に教育活動を開始し、学校における教育活動を充実していくことについて、基本的な考え方と取組の方向性を示し、今後、感染症対策を講じながら、最大限子供たちの学びを保障することが重要であり、国としても児童生徒の学びの保障に必要な人的体制・物的体制の強化について支援を行うとしています。

本市でも物的体制の強化については、さきの7月補正予算において、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援経費が可決され、各校へと配分されることとなりました。

一方で、子供たちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するために、退職教員や教職課程の学生をはじめとする大学生等、幅広い人材を雇用し、緊急的に追加配置する学習保障に必要な人的体制の強化についても国から示され、本市でも検討、対応が進んでいるものと思います。

そこでお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による教育現場での業務負担はどの程度増加したのか。また、それに伴い人的体制の強化を図る必要があると考えますが、その現状についてお伺いいたします。

続いての質問です。

新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、収束の兆しが見えない中で、子供たちが健康で安全な生活を送れるよう、各学校において適切な指導が求められています。子供たちが新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、発達段階に応じた適切な指導が必要であると考えますし、また、このコロナウイルスは、感染源や感染経路など分からないことも多く、そのことが多

くの人々を不安にさせています。そうした漠然とした不安が偏見や差別を生むことにつながりかねません。

実際に、島根県の私立高校ではクラスターが発生し、その際に、学校への誹謗・中傷が相次ぎました。また、緊急事態宣言下では、他県ナンバーの車へ嫌がらせを行うなどのゆがんだ正義感が招いた事例も多く報道されていました。

大人でさえこのようなありさまですから、もし子供たちの身近に感染者や濃厚接触者がいた場合、精神的に未発達である子供たちにおいて、いじめや差別につながることを危惧せざるを得ません。

さらには、医療従事者や社会機能の維持に当たる方とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別があることを報道等で耳にしますが、到底許されるものではありません。

8月27日付の山形新聞では、コロナ禍をめぐる山形県看護協会の調査で、県内全67病院のうち、2割近い12病院で、医療機関での治療拒否や保育園や学童保育での子供の登園自粛が求められ、預かりを拒否される等の差別的言動や扱いが看護職とその家族にあったことが確認されたと報じられました。

この記事の中で、県看護協会の会長は、「報告件数は思った以上に多いが、潜在的な事案はまだまだあるはず。感染の第2波に備えて医療従事者が安心して生活できる環境づくりが必要」として、「子供への教育も重要となる」と述べています。

誰もが経験したことのないこのウイルスに、今、子供たちがどのように向き合うのか、今後、また新たなウイルスの脅威にさらされた場合に、今回の経験が生かされるはずです。

そこでお伺いいたします。

子供たちへの新型コロナウイルス感染症の感染防止対策並びに新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見に対してどのような教育や指導を行っているのかお伺いいたします。

続いて、GIGAスクール構想及びオンライン授業の整備についてお伺いいたします。

GIGAスクール構想とは、1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現し、これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスにより、教師、児童生徒の力を最大限に引き出すために、全小中学生に1人1台の端末や通信ネットワーク環境を令和5年度までに整備することとしていました。

しかし、新型コロナウイルス感染症などの災害発生による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTを活用し、児童生徒の学びの場を保障するために、計画が前倒しされ、国の令和2年度補正予算により予算が計上されました。これを受け、本市においても、7月補正予算により小中学校情報通信ネットワーク整備事業が進められることとなりました。

さきの臨時休校措置が長引いたことにより、オンライン授業への注目が急速に高まりましたが、そこで明らかになったのは、地域間や学校間での学校休業中の格差でした。文部科学省の調査によると、2020年4月16日の時点で、臨時休業中に教科書や紙の教材を活用した家庭学習は、回答した公立学校全てが実施したのに対して、同時双方向型のオンライン指導を通じた家庭学習を実施した公立学校は5%にとどまりました。

本市においても、臨時休校の際には、同時双方向型のオンライン指導を通じた家庭学習を望む子供や保護者の声が多いと感じていましたが、パソコンやタブレットなどの端末や通信ネットワーク環境など、各家庭に平等に教育の機会が確保できない、教育現場にオンライン授業を行うノウハウを持っていないなどの理由からオンライン授業は実施されませんでした。

今後、病災害による臨時休業を余儀なくされた場合にも対応できるように大いに期待するところですが、このGIGAスクール構想では、1人1台の端末の整備と併せて学習用ツールと校務のクラウド化を推奨しています。

クラウドサービスである総合型校務支援システムをはじめとしたICT導入・運用を加速していくことで、名簿や出欠管理、授業の準備や成績処理などの負担を大幅に軽減することができ、教職員の働き方改革にもつながると期待されています。

しかし、端末や通信ネットワーク環境やソフトを整備しても、指導体制が整わなければ効果は最大限発揮されないはずです。生まれた頃からパソコンやスマートフォンが身近にある子供たちは、すぐに端末の操作に慣れ親しむことが予想されますが、指導する側はどうでしょうか。

そこでお伺いします。

GIGAスクール構想に本市が期待する効果は何か。また、GIGAスクール構想及びオンライン授業を進める上で、現場の教職員に対しての研修や支援をどのように進めていくのかお伺いいたします。

続いて、大項目2、コロナ禍での観光振興についてお伺いいたします。

2020年、本来であれば、今年は東京オリンピックが開催され、日本列島は歓喜と熱気に包まれ、海外からたくさんの観光客が訪れ、日本中が活気づき、大いににぎわうことを誰もが想像しておりました。多くの飲食店や宿泊施設も大きな期待感を持ち、例年になく暑い夏になることを期待していたのではないのでしょうか。

しかし、新型コロナウイルスの影響により、状況は暗転し、冒頭申し上げたように、静かな夏となりました。海外から訪れる人は4月の時点で99.9%の減とされ、景気の低迷や感染拡大への不安感などから、日本人の観光需要は大きく減退しました。

新型コロナウイルスが世界中を席卷する前までは、増加が予想されるインバウンド客への対応が各自治体の観光振興においての大きな課題であったと認識しています。

さきの市政協議会にて示された米沢市まちづくり総合計画後期基本計画の素案の中には、観光振興に関して「国内観光客に加え、増加するインバウンド客にも応じた、おもてなしの心の向上のための啓発活動を推進します」とあります。

このまちづくり総合計画は、5年後、10年後のまちづくりの指針を示すものであり、コロナウイルスが収束し、また、外国人観光客が増加するのであれば、一定の理解をすることができます。

しかし、現在、新型コロナウイルスの収束は全く見通せず、当面はインバウンド需要は望めず、日本国内でも観光需要が減退し、特に首都圏からの観光客が見込めない現状において、当面の観光振興については方針を改める必要があります。

そこで、観光振興を進める上での展望と今後の方向性についての本市の考えをお伺いいたします。

続いての質問です。

今回のコロナ禍により最も影響を受けた産業の一つが観光業界でありました。そのような中、本市では切れ目のない支援を目指し、様々な観光業支援策を打ち出してまいりましたが、特に、緊急事態宣言解除直後の宿泊事業者緊急支援事業米沢を元気にしよう！米沢市民限定 宿で癒されてキャンペーンは、非常に好評であり、一定の成果を上げたと認識しておりますが、市内ホテルやペンションへの波及は限定的であり、キャンペーン終了後の予約状況については、いまだに厳しい状況が続いています。

そこで、宿泊事業者緊急支援事業第2弾として、ステイホームありがとう！東北6県及び新潟県民限定 宿で癒されてキャンペーン事業を、対象地域を拡大して、現在展開しております。

この事業は、国の観光支援策G o T oトラベル

キャンペーンと併用可能としましたが、このG o T oトラベルキャンペーンは、当初の予定より急遽前倒しされ、開始直前まで詳細が決まらず、現場に大きな混乱を起し、15%の補助分の地域振興券の開始時期については、いまだに見通しが立っていません。

さらには、対象から東京都が除外され、効果は限定的であるという懸念もありました。また、県では、山形県民を対象とした県民泊まって元気キャンペーン事業が同時期に展開され、時期や対象者についても重複しています。

そこで、お伺いいたします。

観光事業支援策として、国・県・市とキャンペーンを展開してまいりましたが、それぞれのキャンペーンが効果的に作用しているのかどうか。特に本市の宿泊事業者緊急支援事業に対する評価についてお伺いいたします。

続いて、大項目3、これからの時代に求められる消防団とはについてお伺いいたします。

消防団は、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関であり、地域における消防防災の担い手として、平常時、非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。

その活動内容は多岐にわたり、火災現場のみならず、地震や風水害といった大規模災害発生時の救助・救出、警戒巡視、避難誘導、災害防御などさまざまな場面で活動しています。

特に、昨年の台風19号での水害、また、今年7月27日に発生した大雨でも、多数の消防団員の方が出動されています。

これまで本市は災害が少ないとされてきましたが、近年の異常気象などから風水害の増加が予想され、また地震においてもいつ起こってもおかしくない状況下にあります。

大規模災害時には、常備消防をはじめとする防災関係機関等自身が被害を受け、災害対応に支障を来す場合がある上に、救助・救援活動において

迅速に対応を行ったとしても、広域的な応援には時間を要することから、発生直後の初動期における地域住民相互の助け合い、人命救助や初期消火への努力が被害の軽減につながります。

しかし、構成員である団員は、非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら、自らの意思に基づく参加、すなわちボランティアとしての性格を併せ持っています。こういった団員が災害現場において活動するためには、それぞれの団員に対する適切な講習や訓練が必要不可欠です。また、各分団での装備は、基本的には火災現場への出動を想定されたものとなっています。

昨年の台風19号の際には、可搬ポンプ積載車で夜間に出動し、土のうを運搬したために荷台が泥だらけになり、翌朝清掃するといった事例もございました。

度々議会でも各分団への軽トラックや軽車両の配備が提案されてまいりましたが、現在、検討状況はどのようになっているのでしょうか。

そこでお伺いしますが、消防団の火災現場以外の災害への出動に備え、適切な講習、さらには装備の充実が必要であると考えますが、本市の考えについてお伺いいたします。

最後の質問です。私も現在、米沢市消防団に所属する現役消防団員であります。23歳で入団し、39歳となる現在で16年間在籍しております。新入団員を勧誘したくとも、若い人がいないため、退団することができません。

この状況はほかの分団でも同様であり、新規入団者の減少、団員の高齢化は深刻で切実な課題となっております。また、団員の職業構成は、かつて農業などの自営業者が中心を占めていましたが、被雇用者、いわゆる会社員の団員の割合が増加しており、昭和43年の26.5%が令和元年には73.7%に達しています。

消防団員が災害時に出動する際には、所属する企業の理解が必要となります。本市においては、

勤務時間中の消防団活動に対して便宜を図っていただくことや、消防団の入団促進といった消防団への協力が事業所の地域貢献として広く認められるとともに、地域防災体制が一層充実されることを目的とした米沢市消防団協力事業者表示制度が実施されていると承知していますが、一部の業種にとどまっているのが現状です。

現在、消防分団の見直し、条例定数等々の組織の見直しが進められていると承知していますが、今後、本市消防団を維持するためには、一般企業からの理解、協力が必要不可欠であると考えますが、本市の取組についてお伺いいたします。

壇上からの私の質問は以上となります。

**○鳥海隆太議長** 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

**○土屋 宏教育長** 私からは、新型コロナウイルス感染症による小中学校への影響とその対応についてお答えいたします。

初めに、臨時休業措置による、特にいじめ、不登校、学力に関する影響についてお答えします。

まず、いじめについてですが、現在のところ、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめの報告は受けておりません。

次に、不登校についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に起因した不登校についても、いじめ同様、現在のところ報告を受けておりません。

今回のような臨時休業が児童生徒にとってマイナスの影響を与えることは言うまでもありませんが、不登校傾向のある児童生徒には、この臨時休業の期間が休養や自分を見詰め直すプラスの面に働き、実際に臨時休業前までは登校できなかった児童生徒が臨時休業明けに登校し、ほかの児童と共に学習を受けることができたとの報告も受けております。

最後に、学力についてお答えいたします。

長期にわたる臨時休業の影響により不足した時数を確保するために、夏季休業や年末年始休業の

短縮、日課の変更等、教育課程の見直しを図り、未履修防止への対策を講じながら、学びの保障に向けて各校創意工夫して取り組んでおります。

しかしながら、このたびの臨時休業が、どの程度学力へ影響を及ぼすのかは、今年度末や来年度初めに実施する検査や調査の結果を見てみないと正確に把握できない状況です。

そのような状況だからこそ、各校で行われる評価テストや定期テストなどの結果をしっかりと分析し、児童生徒の課題を明らかにした上で、授業改善に努めたり、きめ細やかな補充を図ったりしながら、一人一人の学力向上に努めていくことが重要であり、各校で取組を進めているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症による教員の負担についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症防止対策のために、これまでは教員が行っていなかった業務が増え、確かに時間的・実務的な負担は大きくなっております。さらに、時間的・実務的な負担には現れない心理的な負担も大きいと考えています。

そこで、教員の負担軽減策として、夏季休業等の短縮による授業日の増加に対応するため、市で既に配置されている適応指導補助員の勤務日数を増やす措置を講じております。また、国及び県の支援策であります新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の学びの保障総合対策パッケージを活用し、人的体制の整備を図っております。

具体的には、各校に学習指導員2名、スクール・サポート・スタッフ1名の配置を考えており、退職教員や地域の人材を中心に、現段階で約50名の配置が決まっております。今後も教員の心身の負担軽減につながるよう、人的体制の整備と充実に努めてまいります。

次に、児童生徒への感染予防に対して行っている教育や指導についてお答えいたします。

学校においては、国や県から生活場面ごとに詳

細な感染防止対策が示されておりますので、これらを基にしながら、学校の状況や児童生徒の発達段階に合わせて指導しております。指導の際には、自他の健康、ひいては命を守ることに結びつけて考えさせながら、3密回避と新しい生活様式の徹底・定着を指導しております。

学校では、学級単位での活動が多いため、基本的には学級での教育や指導が中心となります。校内放送での啓発、学校の規模によっては3密を回避した上での全校集会、学年集会などの方法で指導を行っているところも多くあります。

続いて、感染者や濃厚接触者に対するいじめ、差別への教育や指導についてお答えします。

教育や指導の方法は様々ありますが、多くの学校では、全校集会や学年集会で児童生徒を集め、具体的な事例を挙げたり、資料を使ったりして指導を行っています。また、道徳の授業で取り扱い、指導している学校もあります。このほかにも、保護者に対してPTAで文書を作成して配布したり、学校のホームページで啓発を行ったりしている学校もあります。

それぞれの学校が学校規模や児童生徒の実態に応じて教員が一方的にルールを示し守らせるだけでなく、自分たちでどのようにこの感染症に向き合っていくべきかを考え、判断し、実践できるような指導を心がけ、日々実践しております。

次に、GIGAスクール構想が推進される中で、期待する子供たちへの効果や教職員への研修や支援についてお答えします。

私たちを取り巻く環境は、グローバル化や絶え間ない技術革新等によって急速に変化しており、今後はますます予測が困難な時代になると言われています。そのような中で、児童生徒には様々な変化に積極的に向き合う意欲、他者と協働して課題を解決する力、知識や情報を再構成して新たな価値につなぐ力、複雑な状況変化に合わせて目的を再構築する力を身につけさせることが大切であると考えております。

このたび、国が示したGIGAスクール構想は、今述べたことを実現させるための方策として出されたものであり、多様な個性を持つ児童生徒を誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びを進めることができるよう、本市でも本構想による効果が得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

GIGAスクール構想の本来の目的である児童生徒の個別最適化された学びを実現させるためには、児童生徒が日頃から端末に触れる機会を意図的に設け、端末を活用して学ぶ利便性や必要性を実感できる授業を行うことが大切になってきます。

大きな効果を得るために教育委員会の計画による研修の実施、教育研究所の情報教育研究会等の組織における活用方法の研究といった研修や研究の充実を図り、加えてNECとの連携協定による支援なども活用しながら、子供たちにとって使いやすい、教員にとって教えやすい環境を整えていけるよう検討してまいります。

最後に、オンライン授業についての本市の考えについてお答えします。

オンライン授業には多くのメリットがありますが、中でも予期せぬ災害時や緊急時においても教育を続けることができ、児童生徒の学びを止めることなく、学習の機会を保障できることが最大のメリットであると考えます。

また、不登校、あるいは不登校傾向にある児童生徒、発達障がい等を持つ特別な支援が必要な児童生徒に対する教育の可能性を広げるものであることも分かってきており、その点も大きなメリットであると捉えております。

一方、デメリットとしては、オンライン授業に十分対応し得るインターネット環境整備や端末所有が前提となっているため、現時点で全児童生徒を対象に行うことができない点です。

今後は、本市においてもGIGAスクール構想により、インターネット環境の整備や1人1台の

端末所有が実現していきますので、状況に応じた活用方法について、研修と研究を重ねながら、児童生徒の学びを保障したり、支えたりできるよう努めてまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、2番のコロナ禍における観光振興についてお答えいたします。

初めに、今後の観光振興の方向性についてですが、本市の観光振興施策につきましては、平成28年度からの5年間を計画期間としました第3期米沢市観光振興計画を基に、観光振興の事業を展開しているところです。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による影響から幾つかの事業の見直しが必要になっております。特に、計画の柱でもあるインバウンド推進事業への影響は大きく、誘客プロモーション事業の一つである台湾でのプロモーション事業ができなくなったことから、現地に営業所のある日本の旅行会社に委託し、規模を縮小した誘客宣伝を行うこととしております。

また、国際交流員による外国人誘客促進事業として、海外のインフルエンサーであるユーチューバーを招聘し、外国人目線で動画を発信してもらうことで、本市をPRする予定でありましたが、招聘ができなくなったことから、外国人向けのホームページ作成業務に事業の内容を変更することを検討しております。

また、他の自治体や関係団体と連携しながら実施していく事業についても遅れ遅れとなっているのが現状であります。

このように、インバウンド事業については、当分の間、見通しが立たない状況にあります。観光庁の統計では、2019年の旅行消費額約28兆円のうち、インバウンドを除いた日本人の国内旅行は約22兆円、約80%を占めており、新型コロナウイルス感染症による影響は避けられないものの、国

内旅行の需要をいかにして取り込んでいくかが大きな課題となっております。

このため、当面は、現在実施している東北6県及び新潟県を対象とした宿で癒されてキャンペーンのような感染の拡大が抑えられている比較的移动距離が短い周辺地域を対象とした取組を展開し、新型コロナウイルスの影響など、国の動向や社会情勢などにも注視しながら、徐々に範囲を拡大していくような対応を講じていきたいと考えております。

また、今後の中・長期の観光振興施策におきましても、今年度に第4期米沢市観光振興計画を策定する予定となっておりますので、その中で新たな生活様式に沿った旅行スタイルに対応する観光施策などの新たな施策の必要性について検討していきたいと考えております。

次に、国・県・市のキャンペーンは効果的に作用しているのかについてですが、売上げが大幅に落ち込むなど、深刻な状況に陥った宿泊事業者への支援と外出自粛などで疲弊していた市民に対する感謝と元気回復のための応援を兼ねました第1弾の市民限定の宿泊割引キャンペーンを5月21日から6月11日の期間で実施しました。

事業実績としましては、利用者が3,639人、予算執行率も97.4%と事業期間中で予算額にほぼ達したところです。事業成果としましては、宿泊事業者、利用者の双方から好評を得たことや、国・県のキャンペーン前の空白期間内に売上げをつくることで、関係業界への波及効果にもつながったものと考えております。

しかしながら、第1弾のキャンペーンは、市民限定としたため、温泉旅館以外の宿泊施設では利用者が少なく、市内ホテルやペンションへの効果は限定的であることに加え、キャンペーン終了後の予約状況については、引き続き厳しい状況が続いていたことから、第1弾キャンペーンに引き続き、7月16日から第2弾の宿で癒されてキャンペーンを展開しているところです。

この第2弾キャンペーンでは、国が実施する大型の観光支援策であるG o T oトラベルキャンペーンが開始される前の期間において、市独自の支援を行うことにより、国・県のキャンペーンと併せて、4月から10月までの期間における宿泊数を例年の3分の2まで回復させ、宿泊事業者及び関連事業者の売上げを確保するとともに、市内経済の回復を図ることを目的としております。

また、第1弾からの変更点として、県境を越えた移動の自粛要請が6月1日から解除されたことを受け、対象を東北6県及び新潟県民に拡大したことや、8月1日からは国のG o T oトラベルキャンペーンと組み合わせて半額割引となるキャンペーンを実施しているところです。

9月1日現在で、利用予約人数は6,128人、予算執行率は62.4%となっており、これは首都圏を中心とした第2波の感染拡大により、全国的に旅行を控える動きが見られたことや、市独自のキャンペーンの事業見直しを行ったことから、国のG o T oトラベルキャンペーンとの併用利用が増え、市の助成額が減ったことが要因であると推察されます。

このため、8月31日までとしておりましたキャンペーンの実施期間を9月30日まで延長することを決定し、ホームページやSNSを通じて広く周知し、宿泊利用を促進していきたいと思っております。

さらに、現在、宿泊数の状況調査を緊急的に実施しているところです。全ての回答が出そろっていないものの、現時点での結果概要としましては、昨年の4月から8月までの宿泊数の実績と比較すると、今年の宿泊実績は約5割減となっております。

月別の増減率につきましては、4月、5月は7割を超える減となっておりますが、6月から8月においては3割減まで回復しており、宿泊事業者の形態によって差はあるものの、5月から始まった第1弾、第2弾の宿で癒されてキャンペーンは、一定の効果があったものと考えております。

また、国・県・市のキャンペーンのそれぞれの利用率は、市独自のキャンペーン利用率が約4割と一番高く、次に国のG o T o トラベルキャンペーンの約3割、市と国のキャンペーンを併用した利用率が約2割となっております。

県のキャンペーン利用率が一番低く約1割となっており、この結果からも市独自のキャンペーンと市・国のキャンペーンの併用を合わせると約6割の利用率であり、宿泊数も回復傾向にあるなど、国・市のキャンペーンは効果的に作用しているものと考えます。

なお、県のキャンペーンの利用率が低い要因としましては、利用期間が来年1月末までと長期間であることや、助成額が国・市の助成額よりも低くなる価格帯があること、各宿泊施設に上限の割当てがあることなどが要因と推察されます。

市の宿で癒されてキャンペーンにつきましては、あと1か月間継続して実施することになりますので、さらに多くの市民に活用いただき、市民の元気回復と市内経済の回復を図るという事業目的を達成できるように、事業推進に努めていくとともに、10月以降については、国・県のキャンペーンや国のG o T o イート事業なども活用しながら、本市への観光客の増加につなげ、地域経済を回復、活性化していくよう継続的に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

〔森谷幸彦市民環境部長登壇〕

○森谷幸彦市民環境部長 私からは、3のこれからの時代に求められる消防団とはについてお答えいたします。

初めに、(1)の消防団員に適切な講習、装備をについてありますが、非常備の消防機関である消防団は、地域密着性、要員動員力、即時対応力といった特性を生かしながら、火災発生時には消火活動、警戒活動、救援活動等を行うとともに、平時においても火災予防啓発や住民への広報等

を担っておりますが、本市の消防団は、これらに関する活動のほか、豪雨災害等にも対応する水防団を兼ねており、初動対応として活動することとなります。

本市の消防団における水防活動等の講習会ですが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由に実施を見送りましたが、昨年度までは年に1回、各分団の班長以上の団員を対象とした水防工法講習会を実施しており、座学による研修及び土のうこしらえ工法、改良積み土のう工法等の実動訓練により、水防技術の取得に努めており、地域水防体制の充実と強化を図っているところです。

また、豪雨災害時の河川、特に最上川重要水防箇所での活動を行う際に必要となる装備品を充実するため、平成30年度からライフジャケットを購入備蓄しているほか、今年度においては雨天時の防災活動に必要な雨がっぱを全消防団員に貸与したところであります。

本市の消防団は、地域防災力の中核として地域の安全確保に重要な役割を果たしておりますが、近年の社会環境の変化等に伴い、様々な課題に直面しています。その課題の一つが団員数の減少であり、平成14年に消防団員の条例定数を1,016名に定めました。年々、団員数は減少の一途をたどり、令和2年4月1日現在では890人となっております。

そのため、分団長等から将来的に分団の各種活動や災害対応ができなくなるおそれがあるなどの多くの意見や課題が寄せられたため、令和元年10月、米沢市消防団組織見直し検討委員会が発足され、消防団長がこの委員会に対し懸案・検討事項を諮問しました。

この検討委員会の検討課題は多岐にわたりますが、まずは団員の減少傾向に対応するため、団員の条例定数の設定に主眼が置かれています。消防団は、災害対応はもとより、地域密着性という特徴を生かしながら、平常時における住民への防災

指導等のほか、各種の地域行事、コミュニティー活動など、幅広い活動を行っており、動員力等の特性を生かしながら、地域社会の幅広いニーズに応えていく必要があるため、安易に団員数を減らすことはできないことから、現在、新入団員の勧誘と並行しながら、現実的な団員減少を考慮しつつも地域の防災力を低下することのない団員数をどのように設定するかについて、機能別消防団としての消防団員OBの活用も視野に入れながら、検討しているところでございます。

また、本市においては、中山間地域での過疎化が顕著であるため、ポンプ庫の維持管理もままならない班も顕在化してきており、今後、班の統合も視野に入れた検討が必要であると考えております。

このように、まずは組織の根幹である基礎消防団員の条例定数を決定する必要があることから、消防団への装備品については、この団員数の見直しを終了した後、検討委員会からの消防団長への答申を経て、消防団長から市長に提出される要望書の分析や検討を行い、消防団の施設、装備計画を作成し、その計画を基に本市の消防力の充実強化を図るため、年次ごとの適正かつ計画的な装備品、消防資機材の配備に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)の消防団活動に対する企業の理解を深めるためにはについてであります。地域防災の中核的存在である消防団は、全国的に団員数が年々減少している一方で、消防団員に占める被雇用者団員は増加傾向にあります。

このような状況の中で、地域防災力を維持しつつ、消防団の活性化を図るためには、事業所等の被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境の整備が求められ、事業所等の消防団活動に対する一層の理解と協力が必要となってきております。

そのため、消防庁では、被雇用者の消防団への加入及び消防団員としての活動に対する理解の

増進に資するため、かつ勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、事業所等が社会貢献として広く認められる仕組みとして、平成18年に消防団協力事業所表示制度を導入し、これにより事業所等の信頼性が向上するとともに、事業所等の協力により、地域防災体制の一層の充実が図られることとなりました。

本市においては、平成23年度から協力事業所の認定を行い、現在まで22事業所を認定しておりますが、令和元年度以降、新たな事業所は認定されていません。

この消防団協力事業所の認定数増加のためには、事業所等に対する効果的なメリットを用意することから、本市においては一定の要件を満たす消防団協力事業所に対し、入札参加者への評価点の加点を行っておりますが、業種が建設工事に限定されているため、22の認定事業所は全て建設関連業者となっており、その他の業種に広がりが見られないのが現状です。そのため、今後は先進地の事例なども参考にしながら、事業所にとっての新たなメリットを模索する必要があると考えております。

また、消防団協力事業所として認定は受けていないものの、消防団活動に理解を示し、協力的な事業所も市内には存在いたしますので、このような事業所をこれから増やしていくため、広報よねざわやSNS等を活用しながら、広く呼びかけるとともに、市内企業への業界団体などの協力をいただきながら、消防団に対する事業所の理解を深めていただくよう努めてまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番(古山悠生議員) まず、御答弁ありがとうございました。

それでは、質問席から再質問に入らせていただきますけれども、順番を変えて、観光面からお聞きしたいと思います。

まず、宿泊事業者緊急支援事業についてお伺い

したいと思います。

当初は8月31日までとのことでしたので、9月定例会の一般質問のときにはおおよその結果が出ているのではないかと思います。しかし、今回の事業は、期間が9月末まで延長されるとのことでした。

この延長の理由としては、新型コロナウイルス感染症による旅行の自粛による消費動向が予想以上に盛り上がり、そういったことで、宿泊数が見込みより少なかった。また、国の負担により市の負担が少なく済んだということで理解しましたが、宿泊事業者緊急支援事業第1弾で、ホテルやペンションの利用まで波及しなかったとの反省点がありました。

今回、これに対して対象を米沢市民だけでなく、東北6県及び新潟県民に対象を広げたわけですが、この点は改善されたのかどうかお聞きしたいと思います。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 ペンションや民宿の利用人数なんですけれども、第1弾のキャンペーンでは318人の利用となりました。第2弾、現時点で538人利用されておりまして、そういった形で全体では増加している状況です。

しかしながら、施設によってばらつきはあるということで、前年を上回っているところもあれば下回っているところもあります。これらにつきましては、やはり経営者の方が高齢だったり、感染防止対策をしっかりと取ることによって宿泊定数を相当減らしている、そういったものが理由となっております。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番(古山悠生議員) ありがとうございます。全ての宿泊業者に均等に支援するというのは難しいことだと思いますけれども、これまで宿泊事業者にいち早く支援の手を差し伸べたいという市当局の皆さんの思い、そういったものは十分伝わっていますし、非常に敬意を表するところで

けれども、現在、このコロナウイルスがいつ収束するか分からない、見通しが立たない状態で、現在、GoToトラベルキャンペーンでは、東京都を含めるかどうか検討されています。現状、首都圏からの来客は望めない状況で、やはり当面は比較的近場の周辺地域が誘客対象になってくるのではないかと思います。

そうした中で、コロナ禍でこれまで米沢市の観光パンフレットに載らなかったような、地元の人しか知らないような場所や飲食店、そういったものの掘り起こしやプロデュース、そういったことも必要になってくるのではないかなと思うわけですけれども、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 それらの課題につきましては、我々も常日頃考えているところでございまして、6月の議会で提案させていただきましたハッシュタグキャンペーン事業、そういったものがありまして、市民の皆様や旅行者の皆様、そういった方々の視点での米沢のよさ、それらを発信していただくようにということで様々な形での取組をしているところでございます。

○鳥海隆太議長 19番古山悠生議員。

○19番(古山悠生議員) 新たな魅力の掘り起こしといった意味では、今、産業部長からありましたとおり、SNSを使ったハッシュタグキャンペーンは、これまで我々米沢市民でも気づけなかったような魅力の掘り起こしにもつながったのではないかなと思っています。今後、こういうことの誘客への有効利用を望むところです。

これまでも観光については、各種施策を実施してまいりましたが、それぞれの施策の効果についてしっかりと検証していただきたいと思っています。

特に、現在、宿泊事業者支援事業である宿で癒されてキャンペーンは、現在実施中ですが、この効果といったものを国・県・市のそれぞれの

キャンペーンが最大限効果を発揮するように、まず本市のキャンペーンについて、来客者の居住地であったり、年齢層であったり、そういったものをしっかりと分析して、今後の観光施策に生かしていただきたいと思うわけですが、そういった市内の宿泊業者の実情をよく知る当局の皆さんだからこそ、国や県では行き届かないようなところ、そういったところにきめの細かい支援をお願いしますが、この点について答弁をいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 やはり我々も事業をやっている限りは、その効果について検証したいと思っておりますし、今回の特に宿で癒されてキャンペーン、東北6県ということで、どういった形でお客様が情報を手に入れたのか、そしてどういうものを目的にして米沢にいらっしゃったのか、そういったこともしっかりと分析しまして、今後の観光振興につなげていきたい、結びつけていきたいというふうに考えております。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） ぜひよろしく願います。

次に、新型コロナウイルス感染症による小中学校への影響とその対応についてお伺いしたいと思います。

先ほど壇上では、生活面では大きな影響はないとのことでしたが、これはある学校の先生にお聞きしたんですが、肥満傾向にある子が多い、あと虫歯が増えた、視力検査の結果が悪いといった健康診断でそういった影響が出ているということをお聞きしましたがけれども、どのように認識されておられるでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 私どもとしましては、今年度、やはりコロナの関係で児童生徒の健康診断の実施も遅れているところがございます。順次進めておりますけれども、まだ全ての学校が終了、

あるいは全ての項目が終了したものではないということで、今後、そういったところの状況を把握して対応していくということになると思いますけれども、今、御指摘いただいた部分というのは非常に大事なところ、今後に影響も出てくるところというふうに思いますので、状況を見極めてしっかりと対応してまいりたいと思います。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） 臨時休校中、自宅にすることも多かったので、そういったことの影響が出ているのではないかと想像するわけですが、そういった意味では、体力面についても、まだ体力テストを全校で実施していないので、今、影響についてはしっかりとしたものは分からないかもしれませんが、今後、そういった影響が出てくるのではないかと思います。

ですので、短期的なことだけではなくて、長期的な視点でそういった健康面、学習面、体力面についても注視していただきたいと思います。

話は変わりますが、新型コロナウイルスに対する感染予防について、学校ごとに様々な工夫をされているかと思います。さきの補正予算で可決されました学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業において、各校へ予算が配分されると承知していますが、この具体的な使用例はどのようになっているのでしょうか教えてください。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 そのことにつきましては、各校の規模に応じまして、100万円から200万円ということで支援され、校長の判断で今、様々購入しているところでございます。具体的には、消毒液、あるいは飛沫感染防止のパネル、あるいは非接触型体温計ということで、今までに購入したものも振り替えることができますので、そういったものに振り替えているという例、あと、3密防止ということで、換気対策の備品、あと熱中症対策

備品等、様々学校の状況に応じて購入しているところでございます。

また、今後、感染が広がることも考えて、今現在、今後の購入費について検討している学校もあるというところでございます。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） これまで幸いにも米沢市では子供への感染は確認されていませんけれども、全国的には8月末時点で700人近くの小中学生の感染が確認されていまして、その多くは家庭内感染が占めていますけれども、校内でのクラスターも一部確認されていますので、今後もしっかりとした対応をお願いしたいと思います。

先ほど壇上からは、児童生徒が感染者や濃厚接触者になった場合、いじめや差別につながらないように、日常からの教育や指導についてお伺いしましたが、児童生徒が、今度は実際に感染者、濃厚接触者の当事者になった場合、この場合はインフルエンザのように出席停止の扱いになるのか、そして、それに対する心のケア、そういった体制はどのようになっているかお伺いしたいと思います。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 もし感染者、あるいは濃厚接触者等になった場合には、出席停止扱いという形で欠席にはならない形で済むものがございます。

もし万が一そういった子供、児童生徒が出た場合には、一番大切にしたいことは、その児童生徒の不安、あるいは恐怖、そして苦しい思い、そして周りに迷惑をかけて申し訳ないというふうに多分思うと思いますので、そういった気持ちに寄り添うと。まずは寄り添うというふうなこと、そして不安を聞いてあげるということなどが必要ではないかと思います。

学校においては、病気の面の医療的なところは専門でないので、そちらは病院にお任せし、そういったところを重要視していきたいと思います。

し、専門性が必要になるような場合もあると思いますので、その際にはスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーなどとの連携も図って支えていきたいというふうに考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） 今後、十分発生し得る事例でありますので、しっかりとした体制を構築していただきたいと思います。

今回の一般質問をするに当たって、実際にちょっと私のほうで何校か学校を見させていただきました。学校によってはクラスごとに入り口や子供が通る道、動線を変える等の様々な工夫をされていて、子供たちの体調管理や清掃作業等、非常に徹底されていまして、安心感を持ったわけですが、その一方で、教職員の方の業務負担が本当に非常に多いと感じました。児童生徒が帰るまで気が抜けず、帰ってからの清掃作業、そして会議や報告書作成、翌日の授業の準備等、本当に休む間もないと。

そういった中で、学習指導員やスクール・サポート・スタッフの配置は本当に助かるといった声も実際にお聞きいたしましたので、今後も現場の声を聞きながら、できるだけ早い人的補充をお願いしたいと思います。

さて、GIGAスクール構想に話を移しますが、このGIGAスクール構想は、本来子供たち一人一人に最適な教育を施し、また教職員の業務負担を減らすことに目的があったはずですが、その導入する過程や、例えば端末のメンテナンスであったりといったことが業務負担になること、業務量が増えるということが危惧するところですが、この点についていかがお考えでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 今現在もICTの機器については、これから整備されるほどの台数はございませんけれども、入っていたわけで、そういつ

たところについては配慮しなければならないところでございました。

今現在、情報教育サポート事業ということで、専門の業者に委託しまして、そういったトラブル等があった場合には対応していただく、なるべく教職員がそれに関わることをないようにということで事業を進めてまいりましたけれども、台数も増えますので、そういったところの委託の時間数なども検討してまいらなければならないというふうに考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） 本来の目的を見失うことなく、現場への過重な負担とならないよう進めていただきたいと思います。

最後に、消防団に関してお聞きしたいと思います。

まず、確認ですけれども、現在、消防団に関する見直しが進められていると思いますけれども、どのようなスケジュールで進められているのか、具体的なところを教えてくださいと思います。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 検討委員会につきましては、昨年10月からスタートしておりまして、これまで11回、ほぼ月に1回程度開催しております。検討委員会は、今月1回もしくは2回開催して、そこで終了させていただきたいというふうに思っております。その後、来月になりましてから、検討委員長から消防団長へ答申、消防団長から市長へ要望書提出という形で、その内容を反映した令和3年度の予算編成にしたいというふうに考えていたところでございます。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） 消防団の見直しを進めていく中で、人数の確保というところが大きな課題になっていくかと思っておりますけれども、今後の消防団というものは、そういった時代に求められるもの、儀礼的な儀式や式典、形骸的な訓練のみな

らず、実際に災害現場に役立つような訓練を施されながら、そしてかつこういった年齢や職業、様々な方が集まった地域の団体というのは、今、周りを見渡しても消防団だけではないかと思しますので、そういった地域コミュニティの維持のためにもぜひ市のほうでも尽力していただきたいと思います。

○鳥海隆太議長 以上で19番古山悠生議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時10分 休 憩

~~~~~

午後 3時19分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ここであらかじめお諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、新型コロナウイルス感染症に負けない観光の推進とマイクロツーリズムについて外2点、12番遠藤正人議員。

〔12番遠藤正人議員登壇〕（拍手）

○12番（遠藤正人議員） 会派櫻田門の遠藤正人です。

このたびは3項目について質問させていただきますので、当局からは前向きな御答弁をお願いいたします。

さて、今年の元旦には全く予想もしなかったことがあります。それは、米沢をはじめとした豪雪

地帯のみならず、全国的な暖冬の気候です。またさらには、新型コロナウイルス感染症の発生と全世界への感染拡大であります。今もなお全世界がその見えないウイルスと闘っております。そして、人の移動を大幅に制限して感染症が拡大しないようにしております。

しかしながら、私たちは経済を回していくためにはどうしても人の移動による活動を行わなければなりません。現時点では、首都圏への移動についてはまだまだ制限があります。特に、観光を考えますと、本来観光は楽しい旅などが柱であり、そこには安心して宿泊ができ、そしておいしい食事が備わっていなければなりません。

しかしながら、現在の国内の地方は、首都圏や外国からのインバウンドのお客様をお迎えすることが難しい状態であり、現時点では、新型コロナウイルス感染症のため、お金が回るためのシステムが停滞しております。

国や各自治体がG o T oトラベルキャンペーンや様々なあの手この手の対策で経済を回せないか躍起になっているわけであります。

そこで、この新型コロナの中、今取り組んでいる観光浮揚対策として、自家用車などで約2時間圏内の県内や近隣の県や自治体への宿泊観光や日帰り観光を推進しているわけであります。これをマイクロツーリズムとも呼んでいるようです。

このマイクロツーリズムを提唱したのは、有名ホテルチェーンの代表であります。このようなマイクロツーリズムを単なる自治体間競争で終わらせては価値の獲得が難しく、隣県としっかり連携と協調した観光の推進がさらに必要なのではないかと痛感しているところです。そこで、連携を取るための太い絆といいますか、チェーンが必要だと思うわけです。

では、この米沢市には綱やチェーンになり得る素材は何なのでしょう。私は、観光であれば旧街道を活用した観光や上杉家の歴史や宝物、特に刀、そして山形ならではの食文化などがその綱や

鎖、チェーンだと思います。

また、上杉や伊達とゆかりのある新潟県上越市や福島県会津若松市、そして宮城県の石巻市までの観光連携のチェーンといいますか、観光の連携による相乗効果の期待ができる政策が有効と考えるわけであります。

そこでお尋ねいたします。

当局は、米沢にまつわる旧街道や歴史や宝物についてどのくらい認識をお持ちなのかお尋ねしたいと思います。

また、現時点での旧街道関係の観光案内の看板の設置状況、そして食を楽しむ観光について、現在どのような状況かお尋ねします。

次に、NHK米沢ラジオ中継放送所移転に向けた進捗状況をお尋ねします。

過去にも何度かこの件について質問がなされてきました。このNHK米沢ラジオ中継放送所の土地活用は、米沢の城下町の観光を推進する上で、どうしても一度更地にして将来の米沢の観光に歴史的な厚みをつけるためには有効な場所であり、土地と考えると、米沢の歴史をこよなく愛する方々の多くもそのように感じておられるようです。

そこでであります。確かにNHK米沢ラジオ中継放送所移転にはいろいろな課題があると思いますので、そこでお尋ねいたします。

このNHK米沢ラジオ中継放送所の移転に向けたNHKとの交渉は現在どのような状況になっているのでしょうか。

また、同所の移転には、議会からの質問や市民団体の方々からの要望がなされて相当時間がたっているわけですが、では、そんなに移転に向けて時間がかかる訳、移転の課題は何なのでしょう。それは技術的なものなのでしょうか、それとも予算的なものなのでしょうか、または移転先に関わる土地の問題なのでしょうかお尋ねします。そして、ずばり、あと何年後には移転ができるものかお教えいただけませんか。

さて次に、公共除雪と排雪についてお尋ねします。

今年は異常気象とも言える暖冬や猛暑であり、また、今は大型台風が日本に迫っております。また、今年は大雨による水害や川の氾濫があり、この山形県でも母なる川、最上川沿いにおいて、激甚災害に認定されるような水害がありました。被災なされた方々には心からお見舞いを申し上げる次第であります。

そういった昨今の異常気象であります。御当地米沢市は、今度の冬の降雪はどうなるか心配な気がいたします。まだまだ残暑厳しい折に雪の質問ですが、あと2か月もすれば公共除雪と排雪の業務委託がなされます。

前年度は暖冬の場合の補償料が支払われたわけですが、その中身は早朝除雪だけを基礎とした内容の補償料でありました。そのため、排雪のため使用する除雪ロータリー車などの維持管理費は補償料の対象となっておらず、除雪体制に万全を期した建設業者の方々は、その補償料の少ない額に落胆なされました。

そこで、備えあれば憂いなしの観点から、万が一の暖冬の場合の補償料が公共除雪体制を維持するにふさわしいように、令和2年度の補償内容に割増しの積算内容になっているような委託契約の準備がなされているかをお尋ねいたします。

また、市内の多くの町内会からも長年要望がなされている水路整備について、水路の計画的な整備の推進がなされているか、お尋ねいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、1番の新型コロナウイルス感染症に負けない観光の推進とマイクロツーリズムについてお答えいたします。

初めに、マイクロツーリズムについてですが、議員お述べのとおり、長距離移動を避け、車で1時間から2時間圏内の地元、または近隣で行われ

る宿泊観光や日帰り観光を意味しており、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光関連事業者が深刻な影響を受けている中、ウイルス感染拡大予防と観光需要の回復を両立させ、地域経済の活性化を図る手段として、急速に注目を集めております。

また、これまで身近であるがゆえに、かえって行ったことがなかった地元の観光地を訪れることにより、地域の歴史・自然や文化をより深く知ることができ、地域再発見を楽しめることも大きなメリットの一つとされております。

本市におきましても、市内宿泊施設を対象としました半額割引キャンペーンを実施しており、5月から6月にかけて実施した第1弾キャンペーンは市民のみを対象、7月から開始した第2弾キャンペーンでは東北6県と新潟県民を対象として行っており、県内や近隣県の感染状況を見極めながら、各種の観光施策に取り組んでいるところであります。

次に、歴史や街道を活用した観光の推進についてお答えいたします。

旧街道のお話でしたが、主な街道として、会津街道・米沢街道を活用した観光の推進についてですが、会津街道・米沢街道は、かつて本市と会津若松市を結んでいた街道であり、人々や物資の往来が多く行われ、経済、文化、軍事等と各方面のかけ橋として長きにわたり重要な役割を担った道であります。

伊達政宗公の会津侵攻や、上杉景勝公が会津から米沢に移封された際にも、この街道を通ったことが伝えられており、明治14年栗子道路（万世大路）の開通、そして、さらには明治32年の福島・米沢間の鉄道開通により、主たる物流経路としての役割を終えましたが、街道沿いの笹野、関、綱木地区には、現在でも笹野観音堂をはじめとした文化財や石碑等が数多く残されており、本市にとって大きな歴史的意味を持つ文化遺産であるとともに、貴重な観光資源であると認識しておりま

す。

したがいまして、今後、関係機関等とも連携し、街道の歴史的背景や見どころを整理しつつ、観光資源としての魅力を引き出し、磨き上げるとともに、街道を対象とした観光コースの造成などができないか検討してまいりたいと考えております。

あわせて、来年度に実施される東北デスティネーションキャンペーンにより、隣県各自治体との連携の機運が高まっていることや、会津若松市や石巻市等のこれまでの相互交流で培ったネットワークを最大限に活用し、複数の観光地を線として結びつけ、観光客が上杉景勝公や支倉常長などの米沢にゆかりのある人物のストーリーを追いながら周遊し、街道観光を楽しむことができるような広域観光ルートの構築ができないか、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、2番目の観光案内の看板等の充実についてお答えいたします。

現在、本市が設置する観光案内の看板は、市内主要道路に設置している観光誘導板、上杉神社等の市内名所旧跡に設置する史跡説明板、そして、市内に点在する史跡や旧町名由来の地へのまち歩き観光を促進するために設置している城下町散策看板など、合計で218基ございます。

これらの看板につきましては、単に観光地への誘導を行うだけではなく、対象となる観光施設等の魅力を分かりやすく伝えとともに、地域の歴史的背景や生活文化等の説明を加えることにより、観光客の方により深くその地域を知ることができる機会を提供し、観光における満足度を高めることを目的としております。

次に、3点目の食を楽しむ観光についてお答えいたします。

公益財団法人日本交通公社による2019年度旅行実態調査におきまして、山形県への観光旅行客を対象とした「旅行先で最も楽しみにしていたこと」という質問への回答結果では、「おいしいものを食べること」は、「温泉に入ること」「文化

的な名所を見ること」に次いで3番目に多い回答となっており、本市が有する多彩な食を楽しみ、満足していただくことが旅行全体、ひいては本市全体へのイメージを左右する大きな要因であることを示しております。

このことを受け、現在、本市におきましては、米沢・置賜のゲートウエー機能を担う道の駅米沢を中心として、観光客の方を積極的に本市及び置賜地域内の飲食店等への誘導や回遊を促進させ、食を楽しむ観光の満足度を向上させるための取り組みを行っております。

その一つとしては、総合観光案内所におきまして、観光コンシェルジュを配置し、旬の食べ物などの情報をタイムリーに発信、提供しております。また、飲食店の案内に際しては、米沢麺業組合や米沢牛のれん会等の各団体とも連携し、観光客のニーズに応じたきめ細やかな情報発信に努めております。

また、道の駅米沢の無料休憩スペースに置賜管内の観光地や店舗等のお得な情報、割引クーポン等を載せたまちナビカードを設置し、周遊促進を図っております。まちナビカードの利用状況ですが、令和元年度については、合計8万6,436枚が配布され、そのうち1万464枚、12.1%を御利用いただいております。

内訳を見ますと、食の部門では、肉の販売、料理を提供する店において一番多く利用され、一定の効果を得ているものと考えております。今後とも参加されている施設や店舗においては、さらなる魅力の磨き上げをしていただき、市としてはそれを効果的に情報発信することで支援していきたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、2のNHK米沢ラジオ中継放送所の移転に向けた進捗状況についてお答えいたします。

(1) と (2) の内容を併せてお答えいたします。

本市にあるNHK米沢ラジオ中継放送所につきましては、昭和27年に上杉記念館の隣接地に整備され、NHKのAMラジオ放送を、米沢市内全域をはじめ置賜一円に向けて中継発信している施設でございます。

この中継放送所の土地は、本市の所有地であり、賃借料は無償、契約期間は、放送局が存続する期間とした土地貸借契約をNHKとの間で締結し、現在に至っているところでございます。

この中継放送所が設置された経緯につきましては、昭和27年ということで詳しい資料は残っておりませんが、土地を市が無償で貸し付け、局舎等も市が整備してNHKに寄附しております。戦後間もない時期に、公共放送を住民に提供するため、全国の自治体でNHKの誘致が行われたようであり、本市の中継放送所も同様の経緯であったのではないかと考えられます。

そうして設置された中継放送所でございますけれども、このエリアは、議員お述べのとおり、上杉記念館、上杉神社など、歴史的遺産を中心とした本市最大の観光拠点でありますので、景観上の問題や観光視点での土地の有効活用などの課題があったわけでございます。このため、平成24年に地元の方々から市に対して中継放送所の移転についての要望書が提出され、これを受けて、市ではNHK山形放送局と移転についての協議を開始したところでございます。

協議を進める中で、大きな課題が2つございました。1つは、移転先の土地についてであります。

NHKという公共放送の性質上、現在の中継放送所の放送エリアに対して、移転後も同様に電波が届く場所であることが必要であります。このため、現在の中継放送所と同じ電波出力であれば、現在地からあまり離れていない場所が望ましい状況でありました。電波出力を上げれば、離れた場所でも対応することが可能ですが、その場合は

放送設備の整備費が大幅に増加するとともに、場合によっては近隣の国との国際的な調整も必要になるとのことでございました。

また、中継放送所のアンテナは、高さが50メートルほどになることから、万一地震等で倒れることも想定し、100メートル四方の広大な土地を確保する必要がございます。

このようなことから、適地となる土地の選定が大きな課題となったわけであります。市でもNHK山形放送局に土地の情報提供を行いながら協議を行ってきましたが、候補地における電波の伝達状況の調査をすると電波が十分に届かないエリアが発生したり、都市計画の用途上、整備が制限されたりするなど、なかなか適当な土地が見つからない状況でありました。

2つ目の大きな課題は移転費用についてでございます。

冒頭申し上げましたとおり、中継放送所は、市が整備しNHKに寄附した経緯はございますが、現在はNHKの所有でありますので、移転に際してはNHKが費用負担することとなります。土地の取得費も含めれば数億円という多額の費用がかかるため、全国で数多くの施設がある中での優先順位もありますので、予算確保には時間がかかるということでございました。

こうした課題解決のため、NHKとの協議が長期化してきたところでありますけれども、土地の貸借期間が60年以上経過し、施設も老朽化していると考えられることから、移転要望からさらに踏み込んだ対応が必要と考えまして、昨年5月に放送所を撤去し、土地を返還するようNHK山形放送局に申し入れたところでございます。その後も協議を重ね、今年5月に、現在の中継放送所を撤去し、用地を返還する旨の回答がございました。

ただし、先ほど申し上げたような課題は残っておりますので、移転の具体的な時期についてはまだ決定していないところでございます。これまでの調査、検討を踏まえながら、現在、移転先の有

力な候補地選定を進めているようでありますので、場所が決定し、NHK内部で予算が確保できれば四、五年で移転が完了するものと聞いております。

市としても、移転する際に必要な行政手続などについて協力するとともに、進捗状況の情報を共有しながら、一日も早い移転完了に向け努力していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

〔星野博之建設部長登壇〕

○星野博之建設部長 私からは、3の除排雪についてお答えします。

初めに、(1)暖冬の場合の補償料につきましては、平成5年度に補償料制度を創設し、少雪で除雪作業が少ない年でも、委託業者は除雪車両のメンテナンスや除雪オペレーターの人件費といった固定的費用がかかることから、委託契約期間内において、車道除雪を例に取りますと、早朝の除雪回数が過去10か年の平均に満たない場合には、その満たない委託金額の80%に相当する額が、契約約款に基づき支払われるものでございます。

過去においては、平成18年度をはじめ6回ほど少雪の影響により補償料の対象となったところでございます。また、近年は暖冬少雪の傾向のためか、過去5か年で補償料が支払われたのは平成27年度の約1億2,360万円、平成30年度の約6,740万円、そして記録的少雪だった令和元年度の約2億7,430万円となっております。

特に、昨年度は除雪作業の繁忙期である1月、2月における除雪作業が極端に少なかったため、委託業者は資金の確保に苦慮する状況であったことから、補償料の支払い時期の前倒しを行いまして、2月中旬に約8,900万円、3月下旬には約7,200万円をおのおの希望した委託業者へ支払いを行ったところでございます。

この補償料につきましては、平成28年度に委託業者の方々から補償料の見直しの要望を受けた

ことから、近隣市町の状況及び本市の補償料について検証、分析を行い、平成29年度より委託金額の50%から80%に引上げを行ったところでございます。

また、今年2月には、同様に委託業者のほうから、近年の異常気象によりまして、気象状況が変化する中で、除雪業務の維持が困難であるため、補償料の見直しをお願いしたいというような要望があったことから、検討を行っているところでございます。

近年の暖冬少雪により、除雪体制の維持に不安な委託業者も多いことから、令和2年度につきましては、1つは、補償料が発生するような少雪の場合は、補償料の支払いを前倒しできるよう契約約款に盛り込みたいと考えてございます。2つ目としましては、補償料算定方法につきまして、現在、内部で見直しに向けた検討をしており、今冬の契約に反映できるよう準備を進めているところでございます。方向性が決まり次第、委託業者の代表であるブロック長に説明し、御理解と御協力をいただきたいというふうに思っています。

今後も冬期間における市民生活の安全安心の確保や経済活動を支えるために必要な除雪体制の維持ができるようしっかり努めてまいりたいと考えてございます。

次に、(2)の計画的な水路整備の推進の御質問でございます。

初めに、水路や流雪溝の役割を御説明したいと思います。

水路に関しましては、生活用水や農業・工業用水、防火用水、消融雪用水、大雨出水時の排水路などの役割のほか、冬期間においては雪処理も担っております。

また、流雪溝は、河川から取水しまして、取水した水量を生かして水路に投雪された雪の塊を流して排雪するもので、どちらも快適な市民生活を確保する上では大切な役割を持つ施設と捉えてございます。

このため、水路整備等の要望に関しましては、市内各地より多くの要望をいただいております、現在要望を受けている水路、流雪溝に関する要望件数については、今年8月1日現在で、水路整備に関するものは113件、流雪溝に関するものが73件、合計186件となっております。

これら要望で特に多い要望内容を申し上げますと、宅地開発による影響で夏季に溢水が発生する素掘り水路の整備や、流雪溝としての機能をより発揮させるための老朽化対策、冬期間の溢水箇所の改修要望などとなっております。

参考としまして、近年の予算額についてお知らせしますと、水路及び流雪溝の事業費を合わせた当初予算額となりますが、令和2年度は6,250万円を計上しております。また、過去3か年分でございますが、当初予算額につきましては、令和元年度が8,802万円、平成30年度が9,052万円、平成29年度が8,472万円となっております。

水路、流雪溝の計画的な整備につきましては、各地区から御要望をいただいた整備箇所は、あらかじめ現地調査を行いまして、要望に沿った整備が可能か否かの検討と緊急性や必要性、事業効果などの評価を行った上で総合的に勘案し、優先順位をつけて本市まちづくり総合計画の実施計画の中で事業を展開しておりますので、今後とも年次計画を立てながら、順次整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○鳥海隆太議長 遠藤正人議員。

○12番（遠藤正人議員） 御答弁ありがとうございます。

順番に2回目の質問をさせていただきます。

この新型コロナに負けない観光の推進のマイクロツーリズム、首都圏の方々が地方に来られない、地方の私たちも首都圏に行くのはコロナが怖くへ行けないと。どうするか。そうすると、限られた東北、現時点で言えば東北6県プラス新潟、マイクロツーリズムという言葉を出しましたので、

二、三時間で行けるエリアですと、そこを行って帰ってくるだけでなく、それをぐるぐる回って、何回もいいところを回ってリピーターを増やす方が必要ではないかと。

米沢に行ってみたらおいしいものがあったからもう一回行こうと。あのときは日帰りだったけれども、この次は温泉に1泊泊まって行こうかという、あるいは、前回、前々回の一般質問でさせていただきましてけれども、天元台関連で、磐梯朝日国立公園のところで吾妻山の周辺をぐるっと。ですから、福島を考えたとき、高速道路で福島につながって、今度は会津若松をぐるっと、今度は上杉家のゆかりであれば、新潟県の上越市から会津若松市、米沢と。米沢はやはり伊達もあつたわけですから、今度は山形、仙台、サン・ファン・パウティスタ号というか、支倉常長公の出航されているところ。

最近、会派櫻田門でも、視察を兼ねながら石巻の現物大のサン・ファン・パウティスタ号を見してきました。大変金華山が近いといいますが、そういったところで日和山公園も見たりして、お寿司もおいしいと。言うなれば、宮城県の石巻は石巻で食とそういった観光に力を入れてと。

じゃあ、時間どれくらいだか計ったんですけれども、米沢から単純に高速道路を使って行って、途中休憩した場合でも2時間から2時間半弱で着くんですね。ですから、そういったところを何度も回遊というか、リピートすると。

そのためには、今回質問させていただいたというのは、その連携の仕方なんですよ。先般のコロナの前の雪灯籠まつりのときです。石巻の観光協会の方が来られて、そこで鍋をされて、それ振る舞いで、私も有料で食べさせていただいたんですけれども、やっぱりそういった観光を通してのリピート。石巻じゃなくて米沢にあるものというのは、全然ないわけじゃないけれども、温泉なわけですよ。

そういうところで、じゃあ上越市との関係も歴

史だけなんですけれども、ちょっと調べたところ、2017年9月に上杉博物館で、「上杉家の名刀と三十五腰」、だから35の刀ということで、プラス国宝上杉本洛中洛外図屏風原本展示ということで、学芸員の先生の講演会があったりして、そのときは重要文化財の剣や太刀、あと重要美術品の太刀、あと国宝の短刀があったわけですよ。

ですから、こういったところで刀を好む女性とか、あとオンラインゲームで今、割と有名で、私知らなかったんですけれども、ある刀に詳しい方から、山鳥毛、国宝なんですね。これは最近有名になったのは何でかといいますと、個人所有なのかな、民間所有のものが売りに出ると。これが高額な金額で外国に流出してはいけないんじゃないかという声があったものですから、今から三、四年前ですけれども、新潟県の上越市が買おうとしたわけですよ。

ところが予算がついたんですけども、相手方の金額のそごがあって買えなかったが、その後、備前の刀だったものですから、岡山県の瀬戸内市が手を挙げて。ところが、いろいろ事情があって、いや、税金で刀ですかと、数億円もするのと。ちょっと無理じゃないかといったら、時の市長が、クラウドファンディングでやりましょうと。いろいろ紆余曲折があったけれども、クラウドファンディングプラス大口の寄附で数億円で購入できて、それで、その名刀、山鳥毛が今年の9月、予定では10日から10月4日まで備前長船刀剣博物館で展示になると。コロナでなかったら行きたいものだなと思うわけです。

ですから、本市において2017年もそういった名刀のイベントをしていますので、米沢市でその国宝を借りると、いろいろ経費がかかるなんていうのであれば、会津若松の県立博物館もありますので、そういったところと連携しながらでも何かできないかと。

過去に会津若松の博物館で、あそこは本町でしようかね、米沢市内、山大近くの火の目神社の絵

馬と笹野観音の絵馬が絵馬のそういう博物館の展示で一堂に会して、福島県立博物館で絵馬の特別展をしたなんていうのがあるわけですよ。そういったところで、そういう追っかけが好きな方、そういった方に観光を兼ねて回っていただく。そういったことをぜひ検討していただきたいななんて思ったりするわけです。

それで、エリアが限られている中でぐるぐる回すと。そんな方法も私思うんですけれども、そのことについて、当局どのようにお考えですか教えてください。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 具体的な御提案もいただいた中での話を承りました。やはり我々今、インバウンドに限らず、観光は1つの地域では完結し得ないものだというふうに思っておりまして、広域観光が、やはりその取組が必要だというふうに認識しております。そのためにも、福島や宮城や、そういった広域で歴史的な関係のあるところを中心に交流を深め、そして連携を図って何かできないかということで、様々な取組を計画しようとしているところでございます。

特に、来年は東北デスティネーションキャンペーンが開催されるということもありまして、やはりより一層それらに力を入れて広域で何らかのイベント、仕掛けをしていきたいというふうに考えております。

○鳥海隆太議長 遠藤正人議員。

○12番(遠藤正人議員) ありがとうございます。ぜひその推進をお願いします。

余談であります、刀にまつわる言葉、言わば単刀直入に、あるいは皆様、当局の幹部の方々には市長の懐刀でもいらっしゃるわけでしょうし、大切なときは市長は伝家の宝刀を抜かれるかどうかということがあるでしょうが、ぜひ観光行政大切ですので、推進していただきたいと思います。

そこで、ちょっと観光のこともう一点だけ。会津街道・米沢街道の看板の設置なんですよ。

先ほど観光客の方を誘導しているところが200幾つあって、うまく回るようにやっていますということですが、前回の国立公園の関係で吾妻山、北塩原村、そういったところからのルートからすれば、やっぱり米沢街道・会津街道の看板で、先般、今回の条例廃止の関係でちょっと綱木まで視察に議員で行ってきたときもあったんですけども、そうすると、綱木とか関とか、やっぱりそういったところの、関地区には支倉常長の生誕の場所なんてあったりしますから、何かそういった、あるいは笹野観音近くとか、この選択と集中で、そういった看板も御検討していただきたいと思いますので、その点ちょっと一言いただけますか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 先ほど壇上のほうから本市で設置している観光看板等について御説明申し上げましたが、会津街道・米沢街道に関する観光看板等はまだ設置しておりませんので、この街道の重要性、歴史的な価値を生かしていくためには、やはりそういった取組も必要なのかなというふうに感じたところでございまして、今後、設置するのであれば、やはり効果的な場所や方法、そして地区の方たちからもいろいろお話を聞いて効果的な設置の在り方などを十分検討した上で、設置ができるかどうか検討してまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 遠藤正人議員。

○12番（遠藤正人議員） 続きまして、NHK米沢ラジオ中継放送所の移転に向けてであります。

これは説明を詳しくいただきましたので、予算がつけば四、五年でと。だから、いつ予算がつくんですかということですから、ぜひこれは強いアプローチをお願いしたいと、これは要望にとどめておきます。ぜひよろしく申し上げます、これは。予算がつけばですから、ぜひお願いします。

じゃあ、次に、除排雪の関係です。

先ほど答弁の中に、昨年の令和元年度の委託費

の50%から80%、これは早朝除雪の中身ですよ。これいろいろあるんですよ、経済活動があって、市から貸与を受けているロータリーで契約をしている業者と、自社所有で、それを受けて排雪をしていると。

そうすると、自社で持っているところは1回も動かないから、チェーンがさびて、さび取り代もないのかなんていうふうなところまでちょっと小声で声が聞こえたものですから、ぜひやっぱり除雪というよりも、本市においては最上川沿いに雪捨て場を設置して、そこに雪を運んでと、そういう排雪も含めての一体感、国とか県とかちょっと見ますと、年間通じての道路維持業務として除雪があるわけですよ。

ところが、本市におきましては、道路の維持業務の発注と除雪の業務はまた別々なんですよ。そういったところで、やっぱり企業の方が、建設業者の方がそれを維持していくというのは、しかも、大型300馬力のロータリーなんていうと、相当家1軒分の値段がするわけですよ。それを減価償却でも収入がなければ、これはきついわけですから、やっぱりそのバランスも含めてぜひ、今準備中という御回答でしたから、ぜひそこにはしっかりと味つけをしていただいて、備えあれば憂いなしの対応をしていただきたいと思います。

まだこの残暑の暑い中の雪のことではありますが、やはりもう2か月もすれば業務委託です。ですから、今のロータリー、除雪車についての補償料の検討、準備中ではあるですか、一言ちょっと部長からいただけますか。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

○星野博之建設部長 ロータリーにつきましては、やっぱり主には排雪に使うロータリーということで認識してございます。昨年のように雪が少なくなくて排雪作業がない場合は、本当に全然稼働しなかったということも聞いてございます。

その補償料の考え方でございますけれども、やっぱりなかなか必要な、例えばロータリーの台数

の決め方もなかなか難しいかなと思いますので、ロータリーの補償料に関しましては、ちょっと今後、勉強させていただく課題ということで捉えさせていただきますと思います。

○鳥海隆太議長 遠藤正人議員。

○12番(遠藤正人議員) よろしくをお願いします。

要望します。

次に、水路の関係です。

この水路というのは、なかなか難しくて、件数も相当あるというその御報告をいただきました。その中で、じゃあ優先順位はどうなんだということでもありますので、これについてはやっぱり現場を見ていただいて、その工事をする中で、川上から川下に流れる水がどうなるかということと、流雪溝を兼ねた水路であれば、それがあつて大変有効な除排雪に供するものだというのはあると思いますので、これは要望にしておきますが、ぜひ100以上の要望があると、数年前に出たものもあるでしょうけれども、やっぱりもう一回ひもといていただいて、その中で場合によっては優先順位を変えるなりしたりして、ここは大切だと、しっかりやらなきゃいけないと、そういった予算づけ。

それで、金額も6,000万円ということでありましたけれども、私は場合によってはまだまだインフラ整備をしてもいいんじゃないかと思います。ぜひそういったところの御検討を要望しまして、質問を終わりにしたいと思います。

○鳥海隆太議長 以上で12番遠藤正人議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○鳥海隆太議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時04分 散 会